

文教民生委員会・分科会 会議記録

- 1 期 日 令和2年9月15日（火）
午前9時28分 開会
午後1時05分 閉会
- 2 場 所 第2委員会室
- 3 出席委員 委員長 西田 真
副委員長 田中藤一郎
委員 井上 正治、上田 伴子、
清水 寛、竹中 理、
福田 嗣久
- 4 欠席委員 なし
- 5 説明員 （別紙のとおり）
- 6 傍聴議員 なし
- 7 事務局職員 主幹兼調査係長 木山 敦子
- 8 会議に付した事件 （別紙のとおり）

文教民生委員長・分科会長 西田 真^印

文教民生委員会・文教民生分科会 審査日程表

| 審査日程 | 所管部等名 | 審査区分(青字:委員会、赤字:分科会) | 予定時間 | 集合時間 |
|---|---|--|---------------------|------|
| 9月14日 (月) 9:30~ 第2委員会 室 | 【健康福祉部】 社会福祉課 高年介護課 健康増進課 | 説明・質疑 ※一括議題(報告第20号、第119号議案) ■報告第20号 放棄した債権(社会福祉課) ■第119号議案 R元年度一般会計決算認定 ・所管事項にかかる歳出・歳入 ・財産調書 | 9:30 ~ 11:00 | 9:30 |
| | 【各振興局】 市民福祉課 | 会計ごとに説明・質疑・討論・表決 ●121号 ㊦決算:国民健康保険事業特別会計(直診勘定) ・所管事項にかかる歳出・歳入、実質収支調書 ●123号 ㊦決算:介護保険事業特別会計 ・所管事項にかかる歳出・歳入、実質収支調書 ●124号 ㊦決算:診療所事業特別会計 ・所管事項にかかる歳出・歳入、実質収支調書 | | |
| | 【市民生活部】 市民課 生活環境課 | 説明・質疑 ■第119号議案 R元年度一般会計決算認定 ・所管事項にかかる歳出・歳入 ・財産調書 | 11:10 ~ 12:00 | |
| | 【各振興局】 市民福祉課 | 会計ごとに説明・質疑・討論・表決 ●120号 ㊦決算:国民健康保険事業特別会計(事業勘定) ・所管事項にかかる歳出・歳入、実質収支調書 ●122号 ㊦決算:後期高齢者医療事業特別会計 ・所管事項にかかる歳出・歳入、実質収支調書 ●125号 ㊦決算:霊苑事業特別会計 ・所管事項にかかる歳出・歳入、実質収支調書 | 13:00 ~ 13:40 | |
| | 【地域コミュニティ振興部】 生涯学習課 文化振興課 新文化会館整備推進室 スポーツ振興課 | 説明・質疑 ■第119号議案 R元年度一般会計決算認定 ・所管事項にかかる歳出・歳入 ・財産調書 | 13:50 ~ 15:20 | |
| 【教育委員会】 教育総務課 こども教育課 こども育成課 | 説明・質疑 ※一括議題(報告第20号、第119号議案) ■報告第20号 放棄した債権(教育総務課) ■第119号議案 R元年度一般会計決算認定 ・所管事項にかかる歳出・歳入 ・財産調書 | 15:30 ~ 17:00 | 15:20 | |
| | <u>当局職員退席後、委員のみで審査を行います。</u> | 討論・表決 ※一括議題(報告第20号、第119号議案) ■報告第20号 放棄した債権 ■第119号議案 R元年度一般会計決算認定 ・所管事項にかかる歳出・歳入 ・財産調書 <u>《報20号、119号:分科会審査意見、要望等のまとめ》</u> <u>《120~125号:委員会審査意見、要望等のまとめ》</u> | 17:10 ~ | |

※ 報告第20号、第119号議案は、「説明、質疑」までを行い、第120~125号議案は、「説明、質疑、討論、表決」を行います。終了次第、次の部に移ります(前の部は退席します。)

| 審査日程 | 所管部等名 | 審査区分(青字:委員会、赤字:分科会) |
|---|---|--|
| 9月15日 (火) 9:30~ 第2委員会 室 | 【地域コミュニティ振興部】 生涯学習課 文化振興課 新文化会館整備推進室 スポーツ振興課 【市民生活部】 市民課 生活環境課 【各振興局】 市民福祉課 【健康福祉部】 社会福祉課 高年介護課 健康増進課 【教育委員会】 教育総務課 こども教育課 こども育成課 | <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">個別に説明・質疑・討論・表決</div> <ul style="list-style-type: none"> ●報21号 放棄した債権 ●97号 物件購入契約 ●98号 物件購入契約 ●99号 土地の取得 ●100号 土地の取得 ●103号 条例(植村直己冒険館) ●109号 ②補正:国民健康保険事業特別会計(事業勘定) ・所管事項にかかる歳出・歳入 ●110号 ②補正:国民健康保険事業特別会計(直診勘定) ・所管事項にかかる歳出・歳入 ●111号 ②補正:後期高齢者医療事業特別会計 ・所管事項にかかる歳出・歳入 ●112号 ②補正:介護保険事業特別会計 ・所管事項にかかる歳出・歳入 ●114号 ②補正:診療所事業特別会計 ・所管事項にかかる歳出・歳入 ●115号 ②補正:霊苑事業特別会計 ・所管事項にかかる歳出・歳入 ●131号 条例(国民健康保険条例一部改正) <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 10px;">会計ごとに説明・質疑・討論・表決</div> <ul style="list-style-type: none"> ■第108号議案 R2年度一般会計補正予算(第11号) ■第132号議案 R2年度一般会計補正予算(第12号) <p style="text-align: center; margin-top: 20px;">.....当局職員退席.....</p> <p style="margin-top: 20px;">《報告事項について》</p> <p style="margin-top: 20px;">《閉会中の継続調査(審査)の申し出について》</p> <p style="margin-top: 20px;"><u>《第108・132号:分科会審査意見、要望等のまとめ》</u></p> <p style="margin-top: 5px;"><u>《報21、第97~100、103、109~112、114・115・131号:委員会審査意見、要望等のまとめ》</u></p> |

※ 全部署とも午前9:30開始で、第132号議案の審査終了をもって、全部署退席とします。
 なお、~~報告事項の関係部署については、改めて出席ください。~~

令和2年第4回豊岡市議会（定例会）議案付託分類表

【文教民生委員会】

- 報告第21号 放棄した債権の報告について（国民健康保険事業特別会計（事業勘定））
- 第97号議案 物件購入契約の締結について
- 第98号議案 物件購入契約の締結について
- 第99号議案 土地の取得について
- 第100号議案 土地の取得について
- 第103号議案 豊岡市立植村直己冒険館の設置及び管理に関する条例制定について
- 第109号議案 令和2年度豊岡市国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第3号）
- 第110号議案 令和2年度豊岡市国民健康保険事業特別会計（直診勘定）補正予算（第1号）
- 第111号議案 令和2年度豊岡市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）
- 第112号議案 令和2年度豊岡市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 第114号議案 令和2年度豊岡市診療所事業特別会計補正予算（第3号）
- 第115号議案 令和2年度豊岡市霊苑事業特別会計補正予算（第1号）
- 第120号議案 令和元年度豊岡市国民健康保険事業特別会計（事業勘定）歳入歳出決算の認定について
- 第121号議案 令和元年度豊岡市国民健康保険事業特別会計（直診勘定）歳入歳出決算の認定について
- 第122号議案 令和元年度豊岡市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第123号議案 令和元年度豊岡市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第124号議案 令和元年度豊岡市診療所事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第125号議案 令和元年度豊岡市霊苑事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第131号議案 豊岡市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について

予算決算委員会付託議案に係る分科会分担表

【文教民生分科会】

- 報告第20号 放棄した債権の報告について（一般会計）
- 第108号議案 令和2年度豊岡市一般会計補正予算（第11号）
- 第119号議案 令和元年度豊岡市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 第132号議案 令和2年度豊岡市一般会計補正予算（第12号）

文教民生委員会・文教民生分科会次第

2020年9月15日（火） 9:30～
第2委員会室

1 開 会

2 委員長あいさつ

3 協議事項

(1) 付託・分担案件の審査（別紙：議案付託表・分科会分担表）

(2) 閉会中の継続調査（審査）の申し出について <別紙1>

(3) 分科会意見・要望のまとめ

(4) 委員会意見・要望のまとめ

(5) その他

4 閉 会

文教民生委員会重点調査事項

R02.04.13

- 1 福祉等の充実について
- 2 医療の確保について
- 3 環境衛生について
- 4 交通安全・防犯対策について
- 5 教育をめぐる諸問題について
- 6 子ども・子育て支援について
- 7 文化財の保護と伝統文化の継承について
- 8 生涯学習について
- 9 新型コロナウイルス感染症対策について

文教民生委員会名簿

2020.09.15

【委員】

| 職名 | 氏名 |
|------|--------|
| 委員長 | 西田 真 |
| 副委員長 | 田中 藤一郎 |
| 委員 | 井上 正治 |
| 委員 | 上田 伴子 |
| 委員 | 清水 寛 |
| 委員 | 竹中 理 |
| 委員 | 福田 嗣久 |

7名

【当局】出席者に着色をしています。

| 職名 | 氏名 | 職名 | 氏名 |
|---------------|-------|---------------|-------|
| 地域コミュニティ振興部長 | 幸木 孝雄 | 市民生活部長 | 谷岡 慎一 |
| 地域コミュニティ振興部参事 | 桑井 弘之 | 市民課長 | 定元 秀之 |
| 生涯学習課長 | 大岸 和義 | 市民課参事 | 川崎 智朗 |
| 生涯学習課参事 | 旭 和則 | 生活環境課長 | 成田 和博 |
| 文化振興課長 | 米田 紀子 | 城崎振興局 市民福祉課長 | 土岐 浩司 |
| 文化振興課参事 | 橋本 明宏 | 竹野振興局 市民福祉課長 | 船野 恵子 |
| 新文化会館整備推進室長 | 櫻田 務 | 日高振興局 市民福祉課長 | 前野 郁子 |
| スポーツ振興課長 | 池内 章彦 | 日高振興局 市民福祉課参事 | 川端美由紀 |
| | | 出石振興局 市民福祉課長 | 川口 雅浩 |
| | | 但東振興局 市民福祉課長 | 柏木 敏高 |
| | | 但東振興局 市民福祉課参事 | 田邊 雅人 |

8名

11名

| 職名 | 氏名 | 職名 | 氏名 |
|---------|-------|----------|---|
| 健康福祉部長 | 久保川伸幸 | 教育次長 | 堂垣 真弓 |
| 社会福祉課長 | 原田 政彦 | 教育総務課長 | 永井—義久 欠席 |
| 社会福祉課参事 | 小野 弘順 | 教育総務課参事 | 木之瀬晋弥 |
| 社会福祉課参事 | 大谷 賢司 | 教育総務課参事 | 宇川—義和 欠席 |
| 高年介護課長 | 恵後原孝一 | 教育総務課参事 | 大谷 康弘 |
| 高年介護課参事 | 武田 満之 | こども教育課長 | 飯塚 智士 |
| 健康増進課長 | 宮本 和幸 | こども教育課参事 | 内海 忠裕 |
| 健康増進課参事 | 村尾 恵美 | こども教育課参事 | 恵後原博美 |
| 健康増進課参事 | 三上 尚美 | こども育成課長 | 木下 直樹 |
| | | こども育成課参事 | 吉本 努 |
| | | こども育成課参事 | 富岡 隆 |
| | | こども育成課参事 | 吉谷 孝憲 |
| | | こども育成課参事 | 山本加奈美 |

9名

13名

【事務局】

| 職名 | 氏名 |
|--------------|-------|
| 議会事務局主幹兼調査係長 | 木山 敦子 |

合計49名

午前9時28分 開会

○委員長（西田 真） おはようございます。昨日に引き続いての文教民生委員会ということで、皆さん大変お疲れでしょうけど、よろしくお願ひしたいと思ひます。なるべく早く終わりたいと思ひますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○委員（福田 嗣久） 10時半頃でよろしいか。

○委員長（西田 真） そして、猛暑も続きましたけど、二、三日前からめっきり秋らしく涼しくなってきたように思ひます。そして、実りの秋ということで、稲のほうも収穫をどんどんされているような感じになっております。もうほとんど刈れとるような感じは見受けられますけど、まだ餅米とかコウノトリ米とか、その辺がちょっと残っているような感じがあります。

また、インフルエンザの時期がこれから迫ってきますし、またコロナと同じような症状ということもありますので、皆さん、くれぐれも注意していただきまして、また、周りの方にも注意喚起もぜひしていただきますように、どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、よろしくお願ひいたします。（発言する者あり）

なお、当局から教育総務課、永井課長、宇川参事の欠席について申出があり、許可しておりますので、ご了承願ひます。

昨日に引き続き、一般会計に関する予算及び決算関係議案につきましては、予算決算委員会に付託され、当委員会は、文教民生分科会として担当部分の審査を分担することになります。したがって、議事の進行は、委員会と分科会を適宜入れ替えて行ひますので、ご協力をお願ひします。

それから昨日の資料要求の分、許可外保育施設の補助の状況のペーパーはレターケースに入っておりますので、委員の皆さん、また後ほど見ていただきたいと思ひます。

そして、健康福祉のほうからは、それぞれの机の上に配付しておりますので、見ていただきたいと思ひます。よろしくお願ひします。

これより協議事項（1）番、付託・分担案件の審査に入ります。

審査日程ですが、本日は、委員会付託されたその他の議案の説明、質疑、討論、表決を行ひ、その後、予算決算委員会付託議案に係る当分科会に分担された第108号議案及び第132号議案、令和2年度豊岡市一般会計補正予算についての説明、質疑、討論、表決を行ひます。

最後に、委員のみで分科会審査意見・要望等の取りまとめ及び委員会審査意見・要望の取りまとめを行ひます。

委員の皆さん、当局の皆さん、説明、質疑、答弁に当たりましては、くれぐれも要点を押さえて簡潔明瞭に行うなど、スムーズな議事進行に格別のご協力をお願ひしておきます。

まず、報告第21号、放棄した債権の報告について（国民健康保険事業特別会計（事業勘定））を議題といたします。

当局の説明を求めます。

市民課、定元課長。

○市民課長（定元 秀之） それでは、63ページをご覧ください。報告第21号、放棄した債権の報告について（国民健康保険事業特別会計（事業勘定））分についてご説明いたします。

豊岡市債権の管理に関する条例の規定に基づき債権を放棄しましたので、報告するものです。

65ページをご覧ください。放棄した債権の詳細ですが、国保第三者行為納付金で1人58万6,246円を放棄しました。具体的な内容につきましては、本日お配りしました資料に基づき説明をいたします。

今回の報告事例は特事でありまして、説明が少し長くなりますが、ご了承願ひください。

1の債権の名称ですが、国保第三者行為納付金で、内容は交通事故によるものです。

2、加害者はA氏で、車を運転していました。

被害者はB氏で、歩行中でありました。

4の概要です。本件は平成11年11月10日に発生した交通事故で、A氏運転の車がB氏を負傷さ

せたものです。B氏は国民健康保険被保険者であったため、国保の保険証を使用して治療をされました。今回の事故はB氏が横断歩道を歩行中の事故であるため、過失割合はA氏が100%、B氏がゼロ%であります。よって、豊岡市が支払ったB氏の保険給付費相当分、治療費の70%であります。このような場合は、国民健康保険法第64条第1項に基づき、第三者によってけがをされ、治療されたので、加害者であるA氏側が支払うこととなります。通常、このような場合、運転者は自賠責保険に加入しているので、運転者の代理である損保会社と、国民健康保険法第64条第3項に基づき、豊岡市が委任する兵庫県国民健康保険団体連合会の間で交渉を行い、保険者である豊岡市が支払った保険給付費相当分の過失割合分を、損保会社が豊岡市に支払うのですが、A氏は車検切れの車を運転中であったため、自賠責保険に加入しておりません。したがって、豊岡市への支払いを加害者であるA氏と直接交渉することになりました。

5の経過をご覧ください。(1)です。事故後の平成11年12月9日に、損害賠償金の請求並びに受領に関する権限の委任状を兵庫県国民健康保険団体連合会に送付しました。(2)です。翌年の1月6日に国保連合会が受任し、交渉は国保連合会とA氏との間で始まりました。交渉の中で、A氏の説明では、生活に苦慮しており、支払いが困難とのことで、結果的には、(3)、(4)に記載のとおり、2回分の合計1万5,000円を回収するだけとなりました。そして、(5)のとおり、令和元年5月8日にA氏と同居の息子が生活保護の受給開始となり、その6日後にA氏が亡くなりました。A氏の死亡によりA氏への請求事務ができなくなったため、(7)のとおり、兵庫県国保連合会から、第三者行為求償事務完了通知書が豊岡市に郵送され、国保連合会の事務は完了いたしました。その後は市民課が、相続人であるA氏の子供、2人いるのですが、残りの金額の納付の交渉を始めました。同居の息子は生活保護を受給している状態であり、また、就労も困難であるとのことから、息子からの回収は

困難と判断いたしました。また、A氏にはもう1人子供、娘がいますが、その方は相続放棄の手続きを行っており、裁判所が受理したことを確認いたしました。したがって、今後も回収の見込みが望めず、債権放棄の手続きを行いました。

説明は以上です。

○委員長(西田 真) 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

○委員(福田 嗣久) よろしいか。

○委員長(西田 真) 福田委員。

○委員(福田 嗣久) 交通事故で大変状況が悪いと言いながらの話ですけれども、今、説明を受けた中で、平成11年の11月10日に発生した事故で、その後、第三者行為ということで、当然その事故の加害者が支払うということで、それは理解してるんですけども、途中、1万5,000円ということで、結果として、令和元年に生活保護開始ということで分かるんですけども、この間どうですね、11年だから、8年ほどあるのかな、1万円納付してもらって、5,000円納付しとる。最初からこの支払い能力がないということだったんですか。

○委員長(西田 真) どうぞ。

○市民課長(定元 秀之) 交渉の記録を見る限り、連合会のほうから何回も催促の手續と、また、自宅のほうに赴いて説明や催促のほうはしましたが、あくまでそれを読む限りでは、やはり本来、車検を受ける、本当でしたら車検を受けると。車検を受けないぐらいお金がない方が、本来、車を運転していたというような状態でありまして、生活自体が苦しいと。これB氏のほうの交渉履歴を見ますと、B氏も自己負担3割分払っておるんですが、そのB氏もその時点、最初の時点ではお金も回収できていないというような状態でありましたので、相当苦しかったと。そういうことでありまして、もう1万5,000円が精いっぱいだったということでありました。

説明は以上です。

○委員長(西田 真) 福田委員。

○委員(福田 嗣久) その中で第三者行為求償事務

ってというのはどこでされるんですか。こっちか、市のほうか。

○委員長（西田 真） どうぞ。

○市民課長（定元 秀之） 連合会と委託やっとの間は連合会が当然します。こちらのほうの（7）に書いてあるように、完了通知が終わったという段階で終了しましたので、それからは豊岡市のほうが求償事務を行ったということです。

説明は以上です。

○委員長（西田 真） 福田委員。

○委員（福田 嗣久） その結果としてこの7割が、1万5,000円は回収されたんだけど、7割分が50万何ぼだったかいな、58万6,000円か。それは1万5,000円を引いた残りっちゅうことですね。

○委員長（西田 真） どうぞ。

○市民課長（定元 秀之） 市民課、定元です。そのとおりであります。

○委員（福田 嗣久） そうですね。

○委員長（西田 真） 福田委員。

○委員（福田 嗣久） そうすると、この58万6,000円何がしは、最終的にはB氏が払うもんか、それとも国保で払うのか。最終的にはですよ、はい。

○委員長（西田 真） どうぞ。

○市民課長（定元 秀之） 本来その時点でもう払っています。払っていますので、それが回収できないということでありますので、国保が支払ったということです。面倒見たということです。以上です。

○委員長（西田 真） 福田委員。

○委員（福田 嗣久） そうすると、3割分はもう自己負担で泣き寝入りっちゅうことですか。

○委員長（西田 真） どうぞ。

○市民課長（定元 秀之） 交渉履歴の最初のほうはそう控えてありました。最終的には、そこまではこちらのほう確認ができておりませんので、分かりませんが、いや、この状態であれば多分回収もできていないかなと思っております。

○委員（福田 嗣久） 分かりました。

○委員長（西田 真） 福田委員。

○委員（福田 嗣久） 個人で傷害保険に入っとられたら多少別なんでしょうけれども。そうすると、こういう事例がよくテレビなんかで見るとすけれども、この車検はいいんだけど、あるいはまた車検切れの車というのは自賠責もこれだな。それともう一つは任意の保険も当然こうでしょうけども、例えば豊岡市にどれくらいの割合であると推定されます。その車検切れ、どんなふうな感じなんだろうなって思います。

○委員長（西田 真） どうぞ。

○市民課長（定元 秀之） 申し訳ない、ちょっとそこはよく分かりません。たまたまこういう事例があったということですので、本来でしたら、こういうような場合、当然、車検入ってます、また、任意保険も入っておりますので、まず、この保険証を、国保の保険証を使うということがまずありませんので、最初に病院に行った場合は、多分、損保会社が、この相手側が例えば国保でしたら、その保険証を使わないようにしてくださいと言われると思いますので、ちょっとこういう事例は普通は考えられないということであります。

説明は以上です。

○委員長（西田 真） 福田委員。

○委員（福田 嗣久） 私が質問したことは分かれへんけれども、幾ばくかはあるっちゅうことになるがなあ、はい、分かりました。

○委員長（西田 真） よろしいか。

○委員（福田 嗣久） よろしいです。

○委員長（西田 真） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西田 真） 質疑を打ち切ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西田 真） 討論を打ち切ります。

特にご異議ありませんので、報告第21号は、了承すべきことに決定しました。

次に、第97号議案、物件購入契約の締結についてほか3件を一括議題といたします。

当局の説明を求めます。

○委員長（西田 真） 教育総務課、木之瀬参事。

○教育総務課参事（木之瀬晋弥） 議案書79ページをご覧ください。97号議案、物件購入契約の締結についてにつきましてご説明申し上げます。

本案は、小・中学校で使用する児童生徒用の端末の物件購入契約を締結するに当たり、議会の議決を求めるものでございます。

本件によりまして、小学校にiPad2, 176台、中学校にChromebook2, 062台を購入いたしまして、小学校4年生以上の児童、また、中学校の全生徒に1人1台の端末の配置が完了することとなります。

契約の目的は、児童生徒用端末の購入でございます。

契約の方法でございますが、こちら、県の共同調達による随意契約でございます。

契約金額は1億9,020万1,440円でございます。

契約の相手方は、日本電通神戸支店でございます。

あとは記載のとおりでございます。

続きまして、81ページをご覧ください。第98号議案、こちらも物件購入契約の締結についてにつきましてご説明申し上げます。

本案は、小・中学校の学習用端末を保管するための充電保管庫の物件購入契約を締結するに当たり、議会の議決を求めるものでございます。こちら、端末48台が収納できます大型保管庫を125台、24台収納できます小型保管庫を54台購入するものでございます。先の97号議案で購入する児童生徒用の端末等を保管をするというものになっております。

契約の目的は、小・中学校端末充電保管庫の購入でございます。

契約の方法は、指名競争入札でございます。契約金額は3,049万130円でございます。契約の相手方は、有限会社かとう電器となっております。

続きまして、83ページをご覧ください。第99号議案、土地の取得についてにつきましてご説明申し上げます。

本案は、合橋小学校用地を取得するに当たりまして、議会の議決を求めるものでございます。

合橋小学校用地につきましては、個人の方からの借地がございます。この借地につきまして、地権者の方と買取りに向けて話し合いをしましてまいりました。このたび、地権者4名のうち2名の方との交渉がまとまりましたので、取得するものでございます。

取得する土地でございますが、豊岡市但東町出合市場字スクモヅカ3番1、ほか20筆でございます。

取得面積は6,487.24平米でございます。

取得価格は5,664万4,049円でございます。

あとは記載のとおりでございます。

続きまして、89ページをご覧ください。第100号議案、こちらも土地の取得についてでございます。

本案は、第99号議案と同様、合橋認定こども園用地のうち、個人からの借地につきまして、地権者3名のうち1名の方との交渉がまとまりましたので、当該土地を取得するに当たり、議会の議決を求めるものでございます。

取得する土地は、豊岡市但東町出合市場字ウシロド410番1でございます。

取得面積は196.39平米でございます。

取得価格は221万9,207円でございます。

あとは記載のとおりでございます。

説明は以上でございます。

○委員長（西田 真） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

清水委員。

○委員（清水 寛） すみません、ちょっと議案をまたがって2点ほどお尋ねするんですけども、1点目が、物件購入のタブレット端末の共同購入についてなんですけども、97号議案、79ページ、ものそのものは入れる形っていうのは決まってるんですけど、Wi-Fiの整備っていうのは今現在ではできてる状況で、これからするっていう感じですか。

○委員長（西田 真） どうぞ。

○教育総務課参事（木之瀬晋弥） Wi-Fiの整備

でございますが、まず、校内のWi-Fiの関係でございますが、今現在、普通教室につきましては、一応エリア化ができておるような状況でございます。また、今年度繰越予算でもちまして、ネットワークの改修の費用を計上しておりますので、またこちらのほうで、特別教室等についても整備のほうを、予算の範囲内で整備していきたいと考えております。以上でございます。

○委員長（西田 真） 清水委員。

○委員（清水 寛） その点は分かりました。

次の部分が99号議案と100号議案に関連するんですけども、どこだ、83ページのほうですね。それぞれまとめた金額ではあるんですけども、平米単価にすると、それこそ99号議案と100号議案のものというのは非常に近い場所にあるのかな。それが単価が違うということで、これは、全体としての金額というのはそれぞればらばらのやつが合算してなってるのか、ちょっとその確認だけお願いします。

○委員長（西田 真） どうぞ。

○教育総務課参事（木之瀬晋弥） こちらの単価、土地の買収単価につきましては、不動産鑑定士の鑑定によりまして金額を決めておるものでございます。今回の不動産鑑定に当たりましては、各筆ごとで鑑定のほうお願いをしておりますので、各筆ごとで条件によって土地の単価が変わっておるということになっております。以上でございます。

○委員長（西田 真） 清水委員。

○委員（清水 寛） ありがとうございます。

○委員長（西田 真） よろしいか。

○委員（清水 寛） はい。

○委員長（西田 真） ほかにありませんか。

井上委員。

○委員（井上 正治） 今の99号、100号議案についてですけども、まだその敷地内に残地があるのかどうか、それから市内の他の例というのはまだ幾らかあるのか、その辺をちょっと教えていただけますか。

○委員（井上 正治） どうぞ。

○教育総務課参事（木之瀬晋弥） 今回の案件に係ります合橋小学校につきましては、まだ借地としましては2名の方の借地が残っております。また、合橋認定こども園につきましても、2名の方が残っておるような状況でございます。今年度中の買収に向けて交渉を行っているところでございます。そのほか、市内の学校の状況でございますが、まず認定こども園でございます。合橋小学校も含めて2園で借地がございます。また、小学校につきましては、この合橋小学校も含めまして計6校で借地がございます。地権者の内訳といたしましては、団体法人が3団体、個人が12名となっております。以上でございます。

○委員長（西田 真） 井上委員。

○委員（井上 正治） それでは、あと、今の提案の99、100号議案については今後も進めていくということなんですけども、残ったこども園、小学校については、今後どのような形で進められていきますか。

○委員（井上 正治） どうぞ。

○教育総務課参事（木之瀬晋弥） 学校園の借地の今後の対応でございますが、学校園の用地といたしますが、長期的、安定的に使用する必要があるということがございますので、個人さんからの借地については、どうしても相続というのが発生をいたしますので、どうしても契約関係が不安定になりやすいということがございますので、個人さんからの借地につきましては、今後も買取りの方向で交渉をしてみたいということで考えております。

○委員長（西田 真） 井上委員。

○委員（井上 正治） それは法的な意味合いに、非常に公共施設としての位置づけがきちっとしてるんで、やはり自分で持つほうが利用の内容も濃くなってくるでしょうし、いろんな意味合いで縛りもないというふうなことがあるので、ただ、これは早めに進めていただいて、いい環境になるようにしていただくことが必要であるなというふうに思います。以上です。

○委員長（西田 真） ほかにありませんか。

上田委員。

○委員（上田 伴子） 今の件に関してちょっと疑問に思うんですけども、長い間、借地としてその小学校への用地に貸しておられて、突如どっかの貸してる方が、もうそちらに、豊岡市に買ってほしいというような案件があって、こういう次々と出てきたんでしょうか。

○委員長（西田 真） どうぞ。

○教育総務課参事（木之瀬晋弥） 地権者の方からの申出といいますよりは、市からのほうのお願いということで、今回、話を進めております。

先ほど、長期的、安定的に継続して使用したいというところもございますし、借地につきましては、将来的に返還する場合なんですけど、原状回復をしてお返しするということが規約の基本になっております。大体、学校園用地といいますのが、もともと田んぼや畑を造成して学校を建てたり、グラウンドにしたりということがございます。これはまた、もし将来的にお返しするということになりましたら、上の建物を除却しまして、田んぼや畑にまた再造成をするということが必要になってまいります。そのときのまた費用といいますのを考えますと、買い取ったほうが安くなるというような可能性も非常に高くなりますので、そういった意味合いでもございまして、購入のほうを進めておるところでございます。以上でございます。

○委員長（西田 真） 上田委員。

○委員（上田 伴子） じゃあ、今度のそういう、公共施設のマネジメントのそういう整備の中で、いろいろそういうことが浮上してきたということもありますか。

○委員長（西田 真） どうぞ。

○教育総務課参事（木之瀬晋弥） 公共施設マネジメントの面というよりは、あくまで学校園用地の管理という面での検討というか、の中で出てきた事案でございます。

○委員（上田 伴子） 分かりました。

○委員長（西田 真） よろしいか。

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西田 真） 質疑を打ち切ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西田 真） 討論を打ち切ります。

お諮りいたします。第97号議案から第100号議案までは、原案のとおり可決すべきものと決定してご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西田 真） ご異議なしと認めます。よって、第97号議案から第100号議案までは、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第103号議案、豊岡市立植村直己冒険館の設置及び管理に関する条例制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

○委員長（西田 真） 生涯学習課、大岸課長。

○生涯学習課長（大岸 和義） それでは、条例制定について説明をさせていただきます。

議案書は97ページをご覧ください。第103号議案、豊岡市立植村直己冒険館の設置及び管理に関する条例制定について説明いたします。

本条例は、植村直己冒険館の施設整備及び指定管理者制度導入に伴いまして、条例の全部を改正しようとするものでございます。

議案書は105ページをお開きください。改正の内容につきまして、条例案要綱により説明をさせていただきます。

まず1では、植村直己氏の偉大な業績及びその精神を顕彰し、伝承することに加えて、挑戦する心を育む事業を推進するため、植村直己冒険館を設置することとしています。

続いて、2では、施設の名称と位置を、3では、事業内容を、4では、職員を、5から6では、休館日と開館時間について定めています。

7から21までは、使用の許可、許可の基準、使用権譲渡の禁止、特別の設備設置等のほか、許可の取消し等、使用料及び入館料とその減免、そのほか植村直己冒険館の管理運営に必要な事項について

定めております。

次ページをお願いいたします。106ページの下
のほうでございますけども、22では、冒険館の管
理を指定管理者に行わせることができ、その際に必
要な規定の読替え等について定めております。

次の107ページ、一番上でございますが、23
では、指定管理者に利用料金を収受させることが
できることとし、その際に必要な規定の読替え等
について定め、24では、規則への委任を定めてお
ります。

25の附則、(1)では、この条例は、公布の日
から起算して10月を超えない範囲内で施行する
こと。それから(2)では、豊岡市都市公園条例で
定める有料公園施設に、豊岡市立植村直己冒険館を
加えることとしております。なお、条例制定に併せ、
附則の(2)で説明しました今回の条例制定を行う
関係条例の新旧対照表を、108ページ、次ページ
でございますが、108ページに添付いたしてお
りますので、ご清覧いただきますようお願いいたし
ます。

説明は以上です。ご審議賜りますよう、よろしく
お願いいたします。

○委員長(西田 真) 説明は終わりました。質疑
はありませんか。

井上委員。

○委員(井上 正治) 今回、植村直己冒険館がリニ
ューアルされて非常にきれいになって、挑戦する心
を育む事業ということを推進されるというふうな
ことでございますけども、次の名称及び位置という
条例2のところですね、ちびっこ広場の位置づけ
なんですけども、これまではここはフリーにオー
プンをしてたと思うんですけども、この辺の扱いがど
うなるのか。自由にまだ使えるのか、今までと同
じように、その辺の方向性を教えていただけますか。

○委員長(西田 真) どうぞ。

○生涯学習課長(大岸 和義) ちびっこ広場につ
きましては今回の整備に合わせまして、指定管理の
区域、いわゆる冒険館の事業を実施する場所として、
例えば体験活動を中心にそこで展開する予定にし

ておりますが、今現在、市民の方のウオーキング
コースだっけりに使われておりますので、その用途
は引き続き使えるような内容で整備を考えていた
だいでいるところでございます。以上です。

○委員長(西田 真) 井上委員。

○委員(井上 正治) その確認さえできれば、地元
の方も非常に喜ばれると思います。非常に地元の方
もその辺を気にされてる方がございまして、あれが
本当に使えるのか使えないのか、今までと同じよう
にとということがございましたので、その確認さえ取
れば、やはりできる限り地元の方がフリーに使用
して、体力づくりだったり、健康づくりだったり、役
立つようにしていただけたらありがたいと思いま
す。よろしくお願ひしたいと思ひます。以上です。

○委員長(西田 真) ほかにありませんか。
よろしいか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(西田 真) 質疑を打ち切ります。
討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(西田 真) 討論を打ち切ります。
お諮りいたします。本案は、原案のとおり可決す
べきものと決定してご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(西田 真) ご異議なしと認めます。よ
って、第103号議案は、原案のとおり可決すべ
きものと決定しました。

次に、第109号議案、令和2年度豊岡市国民健
康保険事業特別会計(事業勘定)補正予算(第3号)
を議題といたします。

当局の説明を求めます。

市民課、定元課長。

○市民課長(定元 秀之) 245ページをご覧ください。
第109号議案、令和2年度豊岡市国民健康
保険事業特別会計(事業勘定)補正予算(第3号)
についてご説明いたします。

本案は、第1条で歳入歳出予算の総額に歳入歳出
それぞれ1,493万4,000円を追加し、予算
の総額を89億6,557万4,000円とするも

のです。

266ページ、267ページをご覧ください。歳出補正予算総括表によりご説明いたします。総務費の39万6,000円の減額及び保険事業費の573万5,000円の増額は、人件費に係るものであります。基金積立金960万8,000円の減額は、元年度決算の確定に伴い、繰越金の確定及び一般会計繰入金等を精算するため、財政調整基金積立金を減額するものであります。諸支出金1,920万3,000円の増額につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響による国税税過年度分の還付金、元年度の決算確定により、一般会計繰出金及び特定健康診査等負担金の過年度分を精算するものです。

戻っていただきまして、264、265ページの歳入補正予算総括表をご覧ください。国民健康保険税の573万5,000円の増額は、財源調整分です。県支出金1,000万円の増額は、国税税過年度分還付金の交付金であります。繰入金の39万6,000円の減額も財源調整分です。繰越金40万5,000円の減額は、元年度決算の確定によるものです。

説明は以上です。ご審議賜りますよう、よろしくお祈りいたします。

○委員長（西田 真） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西田 真） 質疑を打ち切ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西田 真） 討論を打ち切ります。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり可決すべきものと決定してご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西田 真） ご異議なしと認めます。よって、第109号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第110号議案、令和2年度豊岡市国民健康保険事業特別会計（直診勘定）補正予算（第1号）を議題といたします。

当局の説明を求めます。

○委員長（西田 真） 健康増進課、宮本課長。

○健康増進課長（宮本 和幸） それでは、議案書の269ページをお願いします。第110号議案、令和2年度豊岡市国民健康保険事業特別会計（直診勘定）の補正予算（第1号）についてご説明いたします。

本案は、第1条で歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ397万1,000円を追加し、総額をそれぞれ8,701万円とするものです。

主な内容について事項別明細書でご説明いたしますので、281ページをご覧ください。一番上の人件費ですが、人件費調整による減額となります。それから、その枠の一番下の報償金については、新型コロナウイルス感染症対応事業者慰労金の給付に伴う増額になります。

次に、その下の枠、一般会計繰出金は、令和元年度決算剰余金の確定に伴い、一般会計へ繰り出すものです。

戻っていただいて、279ページをお願いします。歳入の内訳ですが、一番上の一般会計繰入金は減額しています。

次の枠の前年度繰越金は、令和元年度決算の確定に伴うものです。

次の枠の雑入は、新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金の給付に伴うものとなっております。説明は以上です。

○委員長（西田 真） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西田 真） 質疑を打ち切ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西田 真） 討論を打ち切ります。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり可決すべきものと決定してご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西田 真） ご異議なしと認めます。よって、第110号議案は、原案のとおり可決すべき

ものと決定しました。

次に、第111号議案、令和2年度豊岡市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

当局の説明を求めます。

○委員長（西田 真） 市民課、定元課長。

○市民課長（定元 秀之） 285ページをご覧ください。第111号議案、令和2年度豊岡市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

本案は、第1条で歳入歳出の予算の総額に歳入歳出それぞれ2,459万4,000円を追加し、予算の総額を13億634万8,000円とするものです。

287ページをご覧ください。歳出の主な内容につきましては、第1表によりご説明いたします。総務費の211万8,000円の減額は、人件費に係るものであります。後期高齢者医療広域連合納付金2,534万5,000円の増額は、元年度に徴収した保険料の精算で、広域連合への納付金を増額するものであります。諸支出金136万7,000円の増額は、元年度の決算確定により一般会計繰出金を精算するものであります。

1ページに戻っていただきまして、286ページをご覧ください。歳入としては、繰入金211万8,000円の減額は、人件費に係るものです。繰越金2,671万2,000円の増額は、元年度決算確定によるものです。

説明は以上です。ご審議いただきますよう、よろしく申し上げます。

○委員長（西田 真） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西田 真） 質疑を打ち切ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西田 真） 討論を打ち切ります。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり可決すべきものと決定してご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西田 真） ご異議なしと認めます。よって、第111号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第112号議案、令和2年度豊岡市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

当局の説明を求めます。

○委員長（西田 真） 高年介護課、恵後原課長。

○高年介護課長（恵後原孝一） それでは、301ページをお願いいたします。第112号議案、令和2年度豊岡市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

本案は、第1条で歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4億4,423万8,000円を追加いたしまして、総額をそれぞれ104億5,978万9,000円とするものです。

主な内容につきまして、事項別明細書でご説明いたします。312ページをお願いいたします。まず歳出ですが、上の枠の総務費の補正額190万5,000円の増額は、人件費の調整によるものです。

その下の枠から1ページにかけての地域支援事業費の補正額は、合わせて590万8,000円の減額としています。これは、人件費の調整と、315ページの説明欄の1行目に記載の認知症サポーター養成講座で使用するパソコンの購入機器入替えによる、備品購入費の精算によるものです。

次の基金積立金の3億855万9,000円の増額は、令和元年度からの繰越金額に、令和元年度の国県等の負担金の精算に伴う追加交付と返還金と加除したところの令和元年度末の実質収支残額を、介護保険給付費準備基金に積み立てるものでございます。

1枚めくっていただき、316ページ、上の枠の諸支出金の償還金8,443万1,000円は、令和元年度の保険給付費と地域支援事業費の確定に伴います国県負担金等の精算による返納金になります。

次の枠の一般会計繰出金5,525万1,000

円は、保険給付費等保険事業の精算に伴う一般会計への返還金です。

次に、歳入をご説明いたします。戻っていただきまして、310ページをお願いします。1つ目の枠、支払基金交付金の補正額941万9,000円の増額は、令和元年度の保険給付費の確定に伴う支払基金交付金の精算による追加交付を予定するものです。

次の枠の繰入金は、一般会計からの繰入れを400万3,000円減額するもので、歳出における総務費及び地域支援事業費の人件費等の補正増減に対応して補正するものです。

次の繰越金4億3,882万2,000円の増額は、令和元年度決算の確定に伴い補正するものです。説明は以上です。

○委員長（西田 真） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西田 真） 質疑を打ち切ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西田 真） 討論を打ち切ります。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり可決すべきものと決定してご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西田 真） ご異議なしと認めます。よって、第112号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第114号議案、令和2年度豊岡市診療所事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

当局の説明を求めます。

○委員長（西田 真） 健康増進課、宮本課長。

○健康増進課長（宮本 和幸） それでは、議案書337ページをご覧ください。第114号議案、令和2年度豊岡市診療所事業特別会計補正予算（第3号）についてご説明いたします。

本案は、第1条で歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,807万8,000円を追加し、総額

をそれぞれ3億680万1,000円とするものです。

主な内容については、事項別明細書でご説明いたしますので、350ページをお願いします。350ページから353ページまでの歳出の内訳ですが、休日急病診療所、森本診療所、神鍋診療所、高橋診療所及び但東歯科診療所の人件費について調整により増額しています。報償金については、新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金の給付に伴い追加しています。

最後の353ページの一般会計繰出金は、令和元年度の決算剰余金の確定に伴い、一般会計へ繰り出すものです。

戻っていただいて、346ページをお願いします。346ページから349ページまでの歳入の内訳ですが、各診療所について、一般会計からの繰入金と新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金の給付に伴う雑入の増額をしています。

前年度繰越金の追加は、令和元年度決算の確定に伴うものです。説明は以上です。

○委員長（西田 真）

説明は終わりました。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西田 真） 質疑を打ち切ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西田 真） 討論を打ち切ります。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり可決すべきものと決定してご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西田 真） ご異議なしと認めます。よって、第114号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第115号議案、令和2年度豊岡市霊苑事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

当局の説明を求めます。

○委員長（西田 真） 生活環境課、成田課長。

○生活環境課長（成田 和博） 357ページをご覧

ください。第115号議案、令和2年度豊岡市霊苑事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

本案は、第1条で歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,018万6,000円を追加し、予算の総額を1,861万3,000円とするものです。

歳入歳出補正予算の内容につきましては、事項別明細書によりご説明いたします。365ページをご覧ください。歳出は、令和元年度の決算確定により、繰越金と同額を基金積立金として霊苑整備基金へ積み立てようとするものです。

続いて、363ページをご覧ください。歳入ですが、令和元年度の決算確定により、繰越金1,018万6,000円を計上しています。

説明は以上です。

○委員長（西田 真） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西田 真） 質疑を打ち切ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西田 真） 討論を打ち切ります。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり可決すべきものと決定してご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西田 真） ご異議なしと認めます。よって、第115号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第131号議案、豊岡市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

○委員長（西田 真） 市民課、定元課長。

○市民課長（定元 秀之） 435ページをご覧ください。第131号議案、豊岡市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定についてご説明いたします。

本案は、新型コロナウイルス感染症による傷病手当金に対する国の財政支援の見直しに伴い、傷病手

当金の支給する要件を国の財政支援に応じ支給できるようにするため、所要の改正を行うものです。

内容につきましては、438ページの条例案要綱によりご説明いたします。

1の改正の内容についてですが、新型コロナウイルス感染症による傷病手当金の支給の要件について、療養のため労務に服することができない期間の終期を規則で定める日と改めることとしています。

傷病手当金につきましては、4月の臨時議会において可決、承認をいただきましたが、支給期間につきましては、国の財政支援のとおり、令和2年1月1日から令和2年9月30日までの間としております。なかなか終息が見通せないコロナウイルス感染ですが、国としても、傷病手当金支給の財政支援の適用期間を大幅に延長することはなく、今回、適用期間を令和2年10月1日から令和2年12月31日の間にすると通知がありました。現在、第二波が少し落ち着いているようですが、これから冬に向けて第三波が到来するとの報道もあり、今後、国においては、さらなる適用期間の延長もあり得ると予想しますので、期間の終期を規則で定めるよう改正をしたいと思います。

2の附則では、この条例は、令和2年10月1日から施行することとしております。

なお、439ページに新旧対照表を添付しておりますので、ご清覧ください。

説明は以上です。

○委員長（西田 真） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

上田委員。

○委員（上田 伴子） この案件、条例に関してではちょっとないんですけど、関連するかなと思うんですけども、このコロナの状況の中で、そういう国保について減免申請とかは何件ぐらいあったんでしょうか。

○委員長（西田 真） どうぞ。

○市民課長（定元 秀之） まず、この傷病手当金については、減免申請は今のところありません、ゼロです。また、国民健康保険税の減免につきましては、

豊岡市のほうで、まず、元年度納付につきまして61件で約130万円程度、令和2年度納付分につきましては65件で735万円程度あります。ですので、合計で100件の、1,000万円近い減免申請、国民健康保険税の減免申請は今、出ております。以上です。

○委員長（西田 真） 上田委員。

○委員（上田 伴子） たくさんの、やっぱりあったんかなって。例年と比べて多いか少ないかちょっと分からないんですけども、そこら辺と。それから、これからもそういう減免申請をせずに、なかなか納付が困難な方もあると思われまして、そこら辺の、こんなことができますよっていうのを、しっかりと周知していただきたいなと思っておりますが、その2点についてどうですか。

○委員長（西田 真） どうぞ。

○市民課長（定元 秀之） すみません、これは国民健康保険税ですので、税務課のほうを担当しております。実績しか今のところは分かりません。前年に比べますとというのは、あくまでこれはコロナ減免だけですので、その他の減免申請につきましては、ちょっと把握はしておりません。なお、税務課のほうも広報なり、また、各納付書を発送したときに1件1件、このような減免申請のことも適宜明細に入れておりますので、多分、該当する方につきましては、把握できておられると思っておりますので、問題ないかと思っております。

説明は以上です。

○委員長（西田 真） どうぞ。

○市民生活部長（谷岡 慎一） 国民健康保険税につきましての減免につきましては、先ほど定元課長からもありましたが、コロナについては特に減免をすすめていくということになっておりますので、こうした減免が出てきているということです。今後ですが、まだまだ該当するであろうけれども、申請されていない方もであろうというふうに思いますので、そこについては、しっかり今後も広報を考えていきたいと思っておりますので、検討いたしたいっていいですか、実施する方向でやっていきたいと思っております。以上で

す。

○委員長（西田 真） よろしいか。

○委員（上田 伴子） ありがとうございます。

○委員長（西田 真） ほかにありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西田 真） 質疑を打ち切ります。
討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西田 真） 討論を打ち切ります。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり可決すべきものと決定してご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西田 真） ご異議なしと認めます。よって、第131号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

ここで委員会を暫時休憩します。再開は10時30分。

午前10時21分 委員会休憩

午前10時29分 分科会開会

○分科会長（西田 真） ただいまより文教民生分科会を開会いたします。

まず、第108号議案、令和2年度豊岡市一般会計補正予算（第11号）を議題といたします。

当局の説明は、組織順の課単位で一気に説明をお願いします。

説明は、歳出、続いて所管に係る歳入、債務負担行為、最後に地方債の順でお願いします。

質疑は、全ての部署の説明が終わった後に一括して行います。

それでは、組織順に地域コミュニティ振興部から説明をお願いいたします。

○分科会長（西田 真） どうぞ。

○生涯学習課長（大岸 和義） 議案書は221ページをご覧ください。説明欄一番上の枠でございますが、生涯学習サロンの整備事業費について説明いたします。

現在、市内千代田町で進めております生涯学習サロンの整備計画を一部変更しまして、事業箇所は大

手町の大型商業施設アイティを加えることとし、現行予算に必要な補正を行うものでございます。

既に配付されてます予算の資料で説明をさせていただきたいと思うんですが、資料の8ページをご覧いただけますでしょうか。（発言する者あり）予算資料の8ページです。

生涯学習サロンの整備ということで。

○分科会長（西田 真） どうぞ。

○生涯学習課長（大岸 和義） それでは、説明資料の2の事業概要をご覧ください。変更後について説明をさせていただきます。

変更後の計画では、千代田町の旧店舗跡地に陶芸棟を新築し、アイティ4階に教室A、教室B、木彫室、事務室、ギャラリーを改修する予定でございました。その後、電気炉がアイティ7階屋上に設置可能なことが分かりまして、現在は陶芸教室をアイティ7階に整備し、千代田町の旧店舗跡地は、生涯学習サロンの屋外交流広場として位置づけることを検討しています。

（4）の今後のスケジュールについて、来年4月のオープンに向けてご覧の手続きを進めてまいりたいと考えております。さらに事業計画の変更により予算額を精査しました結果、総額で6,862万4,000円を減額したいと考えております。

陶芸教室をアイティ7階に、旧店舗跡地を屋外交流広場として整備することになった場合でも改修工事等の費用は必要ですので、現時点でその金額は明確になっておりませんが、来年4月のオープンは至上命題でございまして、今回の補正後の予算の範囲内で事業を進めることとさせていただきたいので、ご理解を賜りたいと思います。

議案書に戻っていただきまして、223ページをご覧ください。すみません、あっちこっちしまして。223ページでございます。真ん中からちよひ下の辺りですけども、植村直己冒険館事業費について説明いたします。こちらは、新型コロナウイルス感染拡大の影響によりまして、サバイバル体験キャンプが中止になりまして不用額を減額しようとするものでございます。それからその下、植村直己冒険賞

の事業費につきましては、去る7月25日に、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けまして、規模を縮小、開催しましたけども、授賞式にかかる費用の不用額を減額しようとするものでございます。

続きまして、歳入について説明をいたします。議案書175ページをご覧ください。一番上の枠、社会教育施設整備事業債、生涯学習サロン分でございますが、こちらのほう6,520万円減額になっております。こちらは、事業費の減額に合わせた減額でございます。

それから議案書157ページをご覧ください。第3表、地方債補正でございます。真ん中から下辺りの社会教育施設整備事業費、生涯学習サロンですが、補正後の限度額を1億6,880万円とさせていただいております。

生涯学習課の説明は以上です。

○分科会長（西田 真） どうぞ。

○文化振興課長（米田 紀子） それでは、181ページお願いします。説明欄、一番下の枠でございます。文化芸術創造交流事業費384万2,000円の増額です。これは、市内の小学校2年生全員を対象にした参加型演劇公演につきまして、新型コロナウイルス感染症対策による学校休業で減少した授業時数の確保と、密になる環境での観劇を避けるため、施設での公演を学校体育館に変更して、移動にかかる時間を短縮、また、広さのある体育館での開催により、密になる環境を避けることとしたものです。内訳は委託料の増額、それから施設の借り上げ料及び移動のための自動車借り上げ料の減額です。

続きまして、223ページお願いします。一番上です。市民会館等自主事業費、それから同じページの1つ下の事業費、日本・モンゴル民俗博物館管理費です。いずれも、新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、予定していた事業の中止に伴う減額でございます。

続いて、歳入です。167ページをご覧ください。167ページ一番下でございます。地方創生臨時交付金、このうち384万2,000円を、先ほどご説明しました演劇公演の増額分に全額充てており

ます。

それから、同じく歳入の173ページをお願いします。173ページ真ん中辺りです。雑入のところでも市民会館等入場料、市民会館の入場料でございます。これも、先ほど説明させていただきました、自主事業の中止に伴う入場料を減額しております。

文化振興課は以上でございます。

○分科会長（西田 真） どうぞ。

○スポーツ振興課長（池内 章彦） 議案書の223ページをご覧ください。下段の枠の人件費、スポーツ推進委員の報酬ですけれども、前半の事業が中止となったために減額をしております。

225ページをご覧ください。上段の中ほどですけれども、学校開放事業費の修繕料の増額ですが、夜間照明施設における電気設備点検の指摘によりまして、神美小学校、新田小学校、八条小学校の分電盤等の修繕を行う予定にしております。

中段の植村直己記念スポーツ公園管理費の事業用備品の増額ですが、スポーツトラクターが故障し、部品の生産中止により修理不可能となっておりますので、管理上からも早急に更新する必要が生じたため、新たに購入する予算を計上しております。

その他のスポーツ振興課分は、入札減や大会中止等によるものの減額をしております。

次、歳入です。175ページをお願いします。上から2枠目です。保健体育施設整備事業債の増額ですけれども、植村直己記念スポーツ公園管理費のスポーツトラクター分460万円の増額、竹野中央公園管理費のスポーツトラクター分の90万円の減額、但東スポーツ公園の管理費のスポーツトラクター分50万円の減額を行うことで、320万円の増額としております。

次に、157ページをお願いします。地方債補正です。下から2行目ですけれども、保健体育施設整備事業費、スポーツトラクター分として320万円増額をしております。以上です。

○分科会長（西田 真） どうぞ。

○市民課長（定元 秀之） 市民課、定元です。歳出からご説明いたします。185ページをご覧ください

い。一番上の枠、一目戸籍住民基本台帳費の説明欄の件費1,011万9,000円のうち138万2,000円は、マイナンバーカード交付に係る事務の会計年度任用職員の件費です。この件費は全額、国庫補助であります。

次に、187ページをご覧ください。説明欄4枠目の高齢期移行助成事業費の79万6,000円の増、その3行下、乳幼児等医療費助成事業費の11万1,000円の増、同じく3行下、高齢重度障害者医療費助成事業費の48万6,000円増は、いずれも元年度助成額が確定しましたので、多く受け入れていた県補助金の返納金であります。

次に、191ページをご覧ください。一番上の枠の上から10行下、児童手当給付事業費の6万円の増は、元年度児童手当給付額が確定し、児童手当のうち、特例給付分の国庫補助金の返納金であります。歳出は以上です。

次に、歳入です。167ページをご覧ください。2枠目の説明欄、児童手当負担金（過年度分）の41万7,000円の増額は、令和元年度児童手当交付金の精算による国庫負担分の追加交付分であります。

同じく167ページの3枠目の説明欄の一番上、個人番号カード利用環境整備費補助金138万2,000円の増は、先ほど歳出で説明しましたマイナンバーカード交付に係る事務の会計年度任用職員の件費分で、100%国庫補助です。

次に、169ページをご覧ください。一番上の枠、上から2行目の児童手当負担金（過年度分）の11万1,000円の増額は、令和元年度児童手当交付金の精算による県負担の追加交付分であります。

次に、その下の枠の一番上、重度障害者医療費助成事業費補助金、（過年度分）の32万6,000円の増、その次の乳幼児等医療費助成事業費補助金、（過年度分）の25万5,000円の増、その次の母子家庭等医療費助成事業費補助金、（過年度分）の38万9,000円の増、子ども医療費助成事業費補助金、（過年度分）の32万円の増は、いずれも令和元年度の助成額の確定による県からの追加

交付分であります。

次に、171ページをご覧ください。3枠目の説明欄の1行目、国民健康保険事業特別会計（事業勘定）繰入金の889万9,000円の増額は、令和元年度の職員給与費、出産育児一時金等の確定に伴う一般会計繰出金の精算によるものです。

その2行下、後期高齢者医療事業特別会計繰入金136万7,000円の増の額につきましても、元年度の職員給与費並びに事務費の確定に伴う一般会計繰出金の精算によるものです。

市民課からは以上です。

○分科会長（西田 真） どうぞ。

○生活環境課長（成田 和博） まずは歳出から説明させていただきます。197ページをお願いいたします。1枠目中ほどにございます感染症対策事業費です。総括説明で市長からも説明させていただきましたが、補助金額のより大きな県の制度を紹介し、比較を促したことにより、執行減の見込みになったため、大きく減額させていただいております。実際、補助制度への問合せが多いことから、県と市、併せた事業効果を発揮できているものと考えています。

続いて、環境衛生事業費です。ごみステーションの設置に対する補助金の増額です。コロナ禍における環境衛生意識が向上したことが一つの要因になっているようですが、区や自治会からのごみステーション設置の申請、要望を多く聞いているところです。25基分の125万円の増額予算を要求させていただいております。

次に、大気汚染対策事業費です。県委託金の増額の内示を受け、それに見合う需用費を要求しております。

同じく197ページ下枠のじんかい処理事業費です。新型コロナウイルスが付着した家庭ごみが排出されている可能性を踏まえて、収集運搬業務に従事する委託業者に対して、感染予防対策費用を支給し、業務従事中の感染防止を行っていただくとするものです。

続きまして、歳入です。169ページをご覧ください。下の枠、大気汚染常時監視網管理委託金です。

県の委託金10万円の増額要求でございます。

続きまして、債務負担行為補正です。156ページをお願いいたします。上から2枠目のごみ収集運搬業務の債務負担行為の追加です。家庭ごみの収集運搬業務は、日常欠かすことのできない重要な業務であり、適正で確実な履行が求められる業務です。その業務を遂行するためには、高額な専用運搬車両や業務を熟知した従業員を雇う必要があり、併せて当該業務を確実に履行するためには、従業員の健康保持と労働環境を整備し、事故を未然に防止する作業体制の確立が必須でもございます。長期継続契約として締結することは、事業者にとって必要な整備、機器等の初期投資費用を計画的に回収することや、優秀な従業員を確保することができ、経営の安定性が高まり、雇用の安定にも寄与すると考えられます。そのことは、他の事業者の参入意欲も促進され、競争性の向上が期待でき、新たなビジネスチャンスとも捉えることができ、結果的に市の契約金額の削減につながる可能性が期待できます。このような事情から、前回、平成28年度の更新時から、長期継続契約により5年の委託契約を業者と契約しているところです。今回は令和3年度から令和7年度までの債務負担行為となります。

説明は以上です。

○分科会長（西田 真） どうぞ。

○社会福祉課長（原田 政彦） では、歳出から説明いたします。187ページをご覧ください。上から2枠目の知的障害者福祉事業費、手数料30万3,000円でございます。指定管理施設であります日高共同作業所については、指定期間満了の2021年度末の後、老朽化により現建物を除却することとしております。除却後は、現指定管理者である法人より現在地での建て替えが予定されておまして、事業用地の売却を希望されております。このため、売却に当たり、市において不動産鑑定が必要であることから、30万3,000円を補正するものでございます。なお、令和元年度の12月補正にて、当該事業用地の鑑定料をお認めいただいております。たけれども、建て替え場所の具体的な位置等が進展

しなかったことから未執行となり、今回、改めて補正するものでございます。

続きまして、191ページをご覧ください。上から13行目、子供の貧困対策推進事業費62万5,000円です。子供の貧困対策の一環としまして、子ども食堂が地域で取られるよう、開設支援を行うものでございます。先進地視察や学習会の経費、開設のための補助金を計上しております。

主なものとして、補助金の56万円について説明をいたします。開設事業費40万円につきましては、冷蔵庫や炊飯器等の開設に必要な備品設備の購入経費等への補助金で、月2回以上開設する場合の補助金として20万円、2か所分で計上しております。なお、想定としましては、4か所分の開設を目標としておりますけれども、4か所のうち2か所分については、県の補助金の活用を想定しております。また、運営事業費16万円につきましては、開設後1年間の食材費等の運営に必要と認める経費への補助金で、月2回以上開設する場合の補助金として1万円、4か所分の各4か月分を計上しております。なお、月1回の開設の場合には月2回以上の場合の半額として、備品購入費は10万円、運営費は5,000円を予定しております。

続きまして、そこから10行ほど下のところでございます。児童扶養手当・就学援助費受給者支援給付事業費、交付金759万円の減額でございます。本事業につきましては、本市独自の事業として、ひとり親家庭等及び就学援助家庭に対する緊急的な支援として、1世帯につき3万円の給付金を支給したものでございます。給付実績としましては、児童扶養手当受給者は602世帯、就学援助受給者131世帯の合計733世帯です。支給対象者への給付が完了したため、不用額を減額するものでございます。

続いて、193ページをご覧ください。上から3枠目の母子生活支援施設措置事業費139万1,000円のうち、普通旅費4万2,000円と通行料3万3,000円についてですが、今後のDV発生に伴う一時保護施設入所に伴う職員旅費と、公用車

使用による高速料金分として計上をしております。

なお、その他、社会福祉課分につきましては、令和元年度の実績確定による国県補助金等の精算に伴う返納金で、説明のほうは省略させていただきます。

続いて歳入です。169ページをご覧ください。169ページ真ん中の枠の上から5行目辺りです。意思疎通支援事業費補助金13万6,000円についてです。先ほど歳出で説明いたし……。

あっ、失礼いたしました。説明漏れがありました。失礼いたしました。歳出で説明漏れがございます。187ページをご覧ください。187ページ下から6行目辺りです。地域生活支援事業費31万5,000円についてです。これは、聴覚障害者の情報保護を行うために、新型コロナウイルスの感染リスクがあり、診察のための病院への手話通訳者の派遣が難しい場合に、タブレット等による遠隔手話通訳環境を整備するものです。具体的には通信運搬費4万3,000円につきましては、モバイルWi-Fiの初期費用及び通信料、10月分から3月分とタブレットの通信料、これも10月分から3月分の2台分でございます。事業用備品の27万2,000円につきましては、社会福祉課事務所に設置する手話通訳者用のノートパソコン1台分と貸出用のタブレット2台分、これは、豊病のコロナ外来とその他の民間の医療機関を想定しております、このタブレットの購入費です。

それでは、歳入のほうで169ページをご覧ください。真ん中の枠の上から5行目辺りです。意思疎通支援事業費補助金13万6,000円についてです。先ほど説明いたしました、遠隔手話通訳環境の整備にかかる手話通訳者用のノートパソコン1台分の県の補助金でございます。

社会福祉課の説明は以上でございます。

○分科会長（西田 真） どうぞ。

○高年介護課参事（武田 満之） 高年介護課分の関係分について、説明のほうをさせていただきます。

事項別明細書、歳出です。まず、189ページの真ん中の枠をご覧ください。老人福祉総務費でござ

います。職員の人事配置等の確定に伴いまして、人件費114万8,000円の減額補正と、介護保険事業の減額補正に伴う介護保険事業特別会計繰出金7万5,000円の減額補正をしております。

説明欄、その下の枠、生きがい活動支援通所事業は、おおむね65歳以上の介護保険対象外の方で、家に閉じこもりがちな方、要支援や要介護の状態となるおそれのある方に対して、孤立感の解消でありますとか介護予防を目的として、通所によりレクリエーションや日常動作訓練等のサービス提供を行う事業でございます。新型コロナウイルスの感染防止予防のために、4月の9日から5月の31日まで事業のほうを中止しております、その中止期間におけます事業者への委託料の一部、200万1,000円のほうの減額補正をするものでございます。

歳入でございます。171ページをご覧ください。上から3段目の枠ですけれども、その4行目、介護保険事業特別会計繰入金につきましては、先ほどの介護保険特別会計の補正第2号につきまして、それに対応する繰出金5,525万1,000円のほうの受入れを行っております。

173ページをご覧ください。上から3段目の枠です。利用者負担金のところの生きがい活動支援通所事業、先ほど歳出でも説明しました、生きがい活動支援通所事業にかかる利用者の負担金でございます。そちらのほう減額補正しております。利用者数としては428人分の減額というか、減少を見込んでおります。以上でございます。

○分科会長（西田 真） どうぞ。

○健康増進課長（宮本 和幸） それでは、181ページをお願いします。下から7行目です。ママの働き方応援業務ですが、新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、今年度は事業を中止しましたので、減額するものです。

次に、195ページをお願いします。一番下の枠になりますが、その中の一番上です。健康診査事業費のうち、通信運搬費や業務委託料の減額については、新型コロナウイルス感染症による緊急事態宣言が出されたことにより、健診日程の確保ができな

ったこと、また、それに伴い人数制限や健診項目などの変更を行った結果、減額するものです。その下の国県負担金等精算返納金は、健診事業の精算に伴う返納金であります。その下、母子保健事業費の通信運搬費と事業用備品の増額ですが、新型コロナウイルス感染症などに対応するため、従来、対面で行ってきた保健指導や保健相談をオンラインでも実施できるよう、タブレットを購入するものです。その下、国県負担金等精算返納金は、未熟児養育医療給付制度の事業の精算に伴う返納金です。

次に、197ページをご覧ください。一番上の予防接種事業費の国庫負担金等精算返納金は、緊急風疹抗体検査等事業の精算に伴う返納金になります。その下、感染症対策事業費の消耗品などについては、手指消毒剤などの購入の費用で追加をしております。

次に、歳入で、167ページをお願いします。下から6枠目になります。がん検診推進事業費補助金については、すこやか市民健診の実施変更に伴う減額です。妊娠・出産包括支援事業費補助金については、タブレット購入に伴う補助金になっております。

次に、169ページをお願いします。真ん中の枠のその中の真ん中辺りで、健康増進事業費補助金についてですが、これも、すこやか市民健診の実施の変更に伴いまして、県からの補助金の減額をしております。

次に、171ページをお願いします。上から3つ目の枠の一番上のところに国民健康保険事業特別会計（直診勘定）繰入金、それから、そこから3つ下の診療所事業特別会計繰入金、これについては、それぞれの決算剰余金について繰り入れるものです。

次に、173ページをお願いします。上から3つ目の枠の一番上、各種検診弁償金です。これも、すこやか市民健診実施の変更に伴いまして、それぞれ個人負担の分が減りますので、減額をしているという状況です。

健康福祉部は以上です。

○分科会長（西田 真） どうぞ。

○教育総務課参事（木之瀬晋弥） まずは歳出予算からご説明をさせていただきます。179ページをご覧ください。一番上のところです。基金管理費の奨学基金積立金でございます。こちらは、水道事業会計の剰余金の一部を市の奨学基金に積み立てるものでございます。

続きまして、193ページの上から2枠目、下から6行目をご覧ください。保育所管理費でございます。こちらは、西保育園の調理室の空調設備の修繕にかかる費用を増額をしているものでございます。

続きまして、217ページをご覧ください。上の枠の真ん中辺り、学校施設管理費でございます。こちら、まず、港東小学校、港西小学校の学校統合にかかる経費を計上しております。内容としましては、トイレ等の施設改修にかかる費用、また、校名、校章等の銘板の取替えの費用等を計上しているものでございます。そのほか、コロナ対策といたしまして、コロナ対策の学習の保障という面で、小学校1年生から3年生の1人1台端末の追加整備ということで、2,100万円を計上しております。そのほか、普通教室の換気扇の購入費用等も計上しているものでございます。コロナ対策につきましては、国の学校教育活動再開支援補助金を充当しております。

続きまして、219ページをご覧ください。一番上のところ、中学校の学校施設管理費でございます。こちらは、コロナ対策といたしまして、換気扇等の備品購入の費用を計上しているものでございます。こちらも同じ補助金を充当しております。

続きまして、歳入でございます。167ページをご覧ください。一番下の枠の下から4行目、学校教育活動再開支援事業費補助金でございます。こちらが先ほどご説明させていただきました、小・中学校のコロナ対策の費用について充当しているものでございまして、教育総務課分につきましては、2,909万2,000円のうち154万円が該当いたします。

続きまして、171ページをご覧ください。上から2枠目、設備整備寄附金でございます。こちらは、市内の企業からの、中学校の設備整備にかかる経費

についての寄附金でございます。

続きまして、もう一つ下の枠の一番下、水道事業会計繰入金でございます。こちらが市の奨学基金に積み立てるための繰入金でございます。水道事業会計の前年度決算の剰余金の一部を繰り入れるものでございます。

最後に、債務負担行為でございます。156ページをご覧ください。表の一番下、給食配送業務でございます。こちらは豊岡学校給食センターの給食配送業務につきまして、令和3年度から5年度までの契約を締結するに当たりまして、債務負担行為を設定するものでございます。

教育総務課分は以上でございます。

○分科会長（西田 真） どうぞ。

○こども教育課長（飯塚 智士） それでは、まず歳出から説明をいたします。183ページをご覧ください。183ページの1枠目、上のほうにありますが、英語教育推進事業費について、これには2つありまして、1点は、例年やっておりますイングリッシュサマーキャンプが中止になったものの減額、もう1点が、この9月から来日予定であったJETプログラムが、渡航制限によって来日が難しくなりました。そのために、民間業者とALT5名の派遣契約を行うものとして計上しております。その下、ふるさと教育推進事業費ですが、これにつきましては、但東中学校の、東京での東京PR活動が中止になりましたので、減額させていただいております。

それから215ページをご覧ください。215ページ2枠目の人件費、会計年度任用職員報酬のスクール・サポート・スタッフの減額ですが、これは、スクール・サポート・スタッフの人員が確保できないということで、減額をさせていただいております。その下のとよおかがんばりタイム事業費につきましては、1校追加になりましたので、増額させていただいております。

それからその2つ下の、下から3枠目になりますが、学校振興事業費につきまして、これにつきましては、新たに県の10分の10の新規事業を年度途中で受けるために、15万円増額させていただいて

おります。その下の感染症対策事業費ですが、これにつきましては、1つは換気扇の設置につきまして学校施設管理費のほうに組替えをさせていただきました。

それから217ページをご覧ください。1つ目の枠の中ほどになりますが、学校運営事業費になります。これはコロナと熱中症の対策ということで、学校のほうに冷感タオル、全児童に冷感タオル、それから日傘の置き傘をさせていただいたもの、それから熱中症の対策用品購入用の予算を配当させていただいたものになります。

同じく217ページの一番下の枠の学校運営事業費、消耗品費になりますが、これが中学校も小学校と同じようなことをさせていただきました。一番下のクラブ活動備品です。これにつきましては、一般寄附を受けたことに伴い購入を予定しておるものになります。

それから219ページになります。トライやる・ウィーク推進事業費、1枠目の2段目になります。これにつきましては、例年5日間実施しておりますトライやる・ウィークを1日の実施ということで、短縮することによる減額となります。

続いて、歳入について説明をいたします。167ページをご覧ください。167ページの一番下の枠の下から4行目、学校教育活動再開支援事業費補助金になります。これにつきましては、先ほど申しました感染症対策に係るもので、子ども教育課分につきましては、このうち1,393万8,000円、これが子ども教育課分となります。

続いて、その下になりますが、小学校費補助金、これにつきましては、僻地児童援助等の補助金が、補助金の内示による増額となっております。

それから169ページ、真ん中の枠になりますが、スクール・サポート・スタッフ配置事業費補助金、それからトライやる・ウィーク推進事業交付金の減額、この2件につきましては、先ほど説明したものに、減額になります。

それから最後になりますが、同じく169ページの一番下の枠になります。がんばりタイムの委託金、

それから学習評価を通じた授業改善研究事業の委託金ということで、がんばりタイムが増えたことによる増額、それから県の新たな新規事業を受けるといふことの委託金のほうを受けております。

子ども教育課分は以上です。

○分科会長（西田 真） どうぞ。

○子ども育成課長（木下 直樹） それでは、191ページをお願いします。5行目ですけども、子育てセンター運営事業費です。これは、子育てセンターにおけます新型コロナウイルス感染症対策のための用品購入費と、それからビデオ通話によります相談支援体制強化を図るもので、関係備品、関係機器を整備しようとするものです。国3分の1、県3分の1の補助があります。

その下の人件費ですけども、3つ目の補助員です。こちらのほうは放課後児童クラブの補助員ですけども、コロナの影響によりまして、小学校の夏休み期間が短縮されました。そのことによりまして、児童クラブの開設時間が通常月と変わらなくなりましたので、不用額を減額するものです。その4行下の放課後児童健全育成事業費ですけども、この中の消耗品につきましては、放課後児童クラブにおけますコロナ対策の用品購入費です。全額、国の補助です。それから放課後児童クラブ運営事業、事業委託料につきましては、4月、5月、コロナの影響で自粛によりまして、使用料が減額となりました城崎放課後児童クラブへの委託料を補填しようとするものです。それから投資委託料、それから整備工事費につきましては、港東、港西児童クラブですけども、現在、港西小学校を利用していますけども、統合によりまして、校舎のほうは現港東小学校を使用する方針が決まりましたので、新たに港東小学校内に放課後児童クラブを整備しようとするものです。国3分の1、県3分の1の補助です。

その下の枠になります私立保育園等振興事業費ですけども、普通旅費、消耗品、通行料の減額につきましては、毎年、保育協会、それから民間園と協力して行っております、保育士確保に係る訪問事業ですけども、こちら、コロナの影響でできなかった

ことによりまして、中止になったことによる減額でございます。それから、私立保育所運営事業費、補助金につきましては、園舎内の消毒でありますとか園児の検温作業、それから健康観察等の感染対策体制を整えるために、私立保育園が雇用されました人件費相当分を補助しようとするものでございます。それから、私立保育所等運営支援給付金につきましては、私立の認可保育所等に対しまして、緊急事態宣言下で生じたコロナ感染症に関連経費と、それから今後に備えてさらなる感染防止対策を行っていただく、引き続き安全・安心な保育を提供していくための経費等に対しまして、給付金を支給して支援を行おうとするものです。これら、補助金、それから給付金につきましては、全額、国の補助金が充てられる予定です。

次に、193ページをお願いします。一番上です。子ども・子育て支援交付金等事業につきましては、私立の保育所、認定こども園、小規模保育所の事業所におきますコロナ感染症のための用品の購入経費に対して補助するものです。

それから、その下の枠の下から3行目になりますけれども、児童保育運営事業費、こちらのほうは公立保育所、認定こども園。

それから219ページ行っていただきまして、真ん中の枠の下から3行目ですけれども、幼稚園運営事業費です。こちらのほうが、公立の幼稚園におけます感染症対策のための備品の購入費でございます。

いずれの事業につきましても、1施設当たり50万円以内で全額、県の交付金のほうが充てられます。

続いて、歳入でございます。165ページをお願いいたします下から2行目ですけれども……（発言する者あり）165ページです。下から2行目っていいですか、2枠目です。放課後児童クラブ使用料でございます。こちらのほうは、コロナのために、緊急事態宣言下におけます利用自粛等によりまして減額です。減額に対しましては、国3分の1、県3分の1の補助があります。

続いて、167ページをお願いします。下の枠の3つ目になります地域子育て支援拠点事業費補助

金、これは、子育てセンターの相談体制整備にかかります補助金です。その下、放課後児童健全育成事業費補助金につきましては、放課後児童クラブに対します補助で、港児童クラブの整備、それから利用自粛に伴います使用料の減、感染症対策用品の購入の補助となります。

それから下から2つ目、教育支援体制整備事業費交付金ですけども、こちらは、幼稚園の感染症対策の用品等を購入した補助金ですけども、これ、こちらのほう、国の交付金で予算化してたんですけども、実施主体が県となりまして、県の事業という形の補助金、交付金になりましたので、減額して県の交付金のほうに財源更正するものでございます。

一番下の地方創生交付金、こちらのうち、こども育成課分は2,380万円で、私立保育所運営事業費補助金と、それから私立保育所等運営支援給付金のほうに充てられる予定です。

続いて、169ページをお願いします。真ん中辺りでございます。真ん中の枠の2枠目になりますけれども、放課後児童健全育成事業費補助金、こちらのほうは、放課後児童クラブの整備や使用料減に対します県の補助金です。その下、地域子育て支援拠点事業費補助金、これは、子育てセンター相談体制に対します、整備に対します県の補助金です。その下の新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金につきましては、子育てセンター、私立、それから公立保育所等におけます感染症対策用品等の購入に対します交付金です。

その5つ下ですけども、教育支援体制整備事業費交付金、こちらのほうは、幼稚園における感染症対策に対します交付金です。

なお、先ほども説明しました国の交付金からの財源更正分283万5,000円が含まれております。

説明は以上でございます。

○分科会長（西田 真） 終わりましたか。

説明は終わりました。

質疑はありませんか。

○委員（福田 嗣久） 一つだけよろしいか。

○分科会長（西田 真） 福田委員。

○委員（福田 嗣久） さっき説明があった教育委員会かな、冷感タオルっちゅうのは、1人1枚ずつ配布するのでしょうか、何ぼするのか。そして、どんなもんかちょっと説明ください。そしてまた来年も使えるものなのか。ちょっとよく分かりませんので、暑さがもう大分おとなしくなってきましたんで。

○分科会長（西田 真） どうぞ。

○子ども教育課長（飯塚 智士） まず、児童生徒全員に配布をしております。基本的には、どんなものかという、中に水をためておくようなものがあって、そこに、首に巻く、これぐらいの長さで首に前を止めれるというような状況のものです。基本的には来年も使えるものとは思っておりますが、耐久性につきましてはそれほど確認はできておりません。

金額のほうですが……（発言する者あり）はい、そうですね。金額のほうは今ちょっと手元にありませんので、また後ほど説明させていただきたいと思います。

○分科会長（西田 真） 福田委員。

○委員（福田 嗣久） 大体分かりました。首に巻くような、こういうものですか。が入って、それを冷蔵庫で冷やす。そういうこといえっ、そうじゃない。

○分科会長（西田 真） どうぞ。

○子ども教育課長（飯塚 智士） 水に湿らすだけで、この気化熱を利用して涼しくなりますので、冷蔵庫に入れる必要はありません。なので、例えば学校に着いてから水につけても涼しくなるというようなものになります。

○委員（福田 嗣久） わかりました。

○分科会長（西田 真） よろしいか。よろしい。

ほかにありませんか。

井上委員。

○委員（井上 正治） 感染症対策事業費です。補助金で9,250万円の減額ということで、これ各企業に、いや、事業所か、事業所等に5万円分として補助金ですね。非常に大きな額の減額なんですけども、それだけ需要がないということなのか、どのように分析されてますか。

○分科会長（西田 真） どうぞ。

○生活環境課長（成田 和博） 今、井上委員からご指摘があった分なんですけども、需要がないわけではなくて、特に7月の終わりに豊岡商工会議所、それから豊岡市商工会から、各会員さんにチラシを配っていただいております、各1,500部ずつ。それ以前に、県のほうの制度も6月の終わり、7月の頭ぐらいから始まってまして、こちらに問合せがあったときには、既にもう県のほうをまず比較してくださいねと、県のほうが10万円ですとか20万円、複数事業者ですと、さらに20万とか40万とかいう金額的にも優位ですし、それから市の場合は、備品をまず買わないと、消耗品が対象にならないということだったんですけども、県のほうは消耗品だけでもいいとか、ほかにも、うちはこういう対策をしますよというような看板を作ったり、チラシを作ったりするようなことも対象になるというようなことを、問合せがあったときには促すようにいたしまして、やった結果、市のほうは、もう県のほうでおなかいっぱいになってるから、もういいわみたいな感じのお問合せをいただいたようなこともございますし……（発言する者あり）はい、実際に、どちらかといいますと、買ってから申請してくださいねというようなことをお勧めしてます。そうすると、手続が1回で終わるといようなこともありましたので、ですので、盆過ぎですね、特に8月の盆前に、防災行政無線で1日に何度もちょっと放送するようなことさせていただいたときぐらいから問合せが増えたりだとか、既にも買われたようなものを申請されてるっていうのが、大体8月の終わりぐらいから増えてきてます。それでいきましたも、当初、県の制度があるということをお前提で、市のほうは制度設計してなかったんで、それ相応のものを、こちらのほうも補助金として出す用意があったんですけども、やはりもう県のほうでかなりさばいていただいたのかなというようなことがございまして、これぐらい、今回9,000万円程度の減額補正をさせていただいております。以上です。

○分科会長（西田 真） 井上委員。

○委員（井上 正治） ありがとうございます。ご丁寧な説明を。

いや、やっぱり実はね、例えば4分の1しか消耗品は使いませんよという条件がありましたね。あるいはそれを拡充してもう少し使いますよとか、必要などには条件を見直すとかいうふうなことによって、もう少し有効に予算化してある分については、やっぱり1,500ぐらいの事業所だったな、予定は、何社だったかな。

2,000ぐらいだったかな。何か所かちょっと私も覚えてないんですけど、何か所かあったなと思ってるんですけども、やはりもう少しきめ細かくするという事は必要だと思う。といいますのは、例えば豊岡市内でも、やっぱり飲食店だとかいرونなところに行っても、まだまだ感染症予防ができてないというのが見受けられるんですよ、やっぱりね。そういう現況を見ると、やはり私は5万円でも有効に使って、するべきじゃないかと。やっぱり現実を見ると、もう少し私は、感染症予防はしばらくは必要じゃないかなという思いはするんですけども、その辺はいかがですか。

○分科会長（西田 真） どうぞ。

○生活環境課長（成田 和博） ちょっと大変申し上げにくいんですけども、飲食店のほうの関係は環境経済課のほうオペレーションをしていますんで、今おっしゃっているようなことは、当然、しっかりしてくださいねということで対応しています。その消耗品のことがあるんですけども、手続的なことが、要綱で最初にうたってしまってる関係がございまして、そこを改正とかってするようなことが、もう買ってしまった方に、購入、それだったら、もっと消耗品を買いたかったというような方に対しての、ちょっとそういったことが発生するかもしれないということもございましたので、一応、当初の考え方の消耗品は4分の1、備品購入費の4分の1というようなことで、向かわせていただきたいというふうに考えております。以上です。

○分科会長（西田 真） 井上委員。

○委員（井上 正治） 感染症予防は決してこれで止

まるものではないし、これに何かまだ買われるような、買えるようなものが見えてくるのであれば、私は強化する必要もあると思いますし、ちょっと非常に市民に必要な事業所か、事業所に行き渡らなかつたなという思いをいたしておりますんで、いま一度、十分検討しながらまた生かすようなことを、お願いをしておきます。以上です。

○分科会長（西田 真） よろしいか。

○委員（福田 嗣久） ちょっとよろしい。

○分科会長（西田 真） 福田委員。

○委員（福田 嗣久） 関連して、減額補正されたんですけど、まだ何ぼか持っとなる。

○分科会長（西田 真） どうぞ。

○生活環境課長（成田 和博） 残りが5,400万円ほど、まだ手持ちがございまして。ただ、そこから8月末現在で1,400万円程度の執行がございまして。今現在の、減額前の予算でいきますと大体11.8%程度の執行ですけども、5,400万円ありましたら、今の大交流課と環境経済課と、それから生活環境課のほうでうまく回せば何とかなるだろうというような見込みですけども、何せちょっとまだ、県のほうが9月末で制度が終わりますんで、ちょっとその辺を見させていただきながら、また今後の対応は検討したいというふうに考えてます。以上です。

○委員（福田 嗣久） 分かりました。

○分科会長（西田 真） よろしいか。

○委員（福田 嗣久） はい。

○市民生活部長（谷岡 慎一） 一つ。

○分科会長（西田 真） どうぞ。

○市民生活部長（谷岡 慎一） 状況はこのような次第ですし、9,250万円という形で減額補正しておりますが、状況は先ほど課長が説明したとおりですので、よく状況を見て、ちょっと不細工になることになるかもしれませんが、様子を見ながら今後については考えていきたいと思っております。以上です。

○分科会長（西田 真） よろしいか。ないですか。上田委員。

○委員（上田 伴子） 1点になるんかな、生活環境

課のほうだと思っんですけども、ごみステーションの補助は何基分ぐらいを年に予想しておられるのか。うちの地区で出したけども、枠があればからもうできませんって言われたって区長が報告してたんですけど、大体どれぐらいのものを何基分ほど予定しておられるんかっていうことと、それから197ページにあります、じんかい処理の事業者さんへの感染予防の事業費があるんですけども、これは処理業者さん、そういうごみ収集の業者さんは何社あって、この1社当たりの金額はどれぐらいになるのか、お願いします。

○分科会長（西田 真） どうぞ。

○生活環境課長（成田 和博） 1点目です。ごみステーションですが、当初予算では5万円で30基分予定しておりました、150万円。それがですね、ちょっとある自治会さんといいますか、区さんから、かなりたくさん、区全部、もうステーションに替えるというようなことの申請がございまして、やはり環境衛生といいますか、そういったところをしっかりとさせていただくためには、補助金を出さなくちゃいけないというような思いがございましたので、ちょっと待っていただく分も含めて、若干多めに取らせていただいて、その対応をしたんですけども、先ほども少し申し上げましたんですけども、コロナの関係で、ちょっと環境衛生の意識がそれぞれの区さんで、自治会さんで高まっているというようなことを、来られる区長さんがおっしゃったりですとか、それから余談になりますけども、区の事業がこのコロナの関係でできてないということがあって、予算が余ってるから、この際だからステーションを入れ替えてしまおうというようなことがあるようでして、先ほど申し上げました当初予算30基分にプラス25基を今回要求しております。当初、何もなければ追加で、追加といいますか、たくさんされたところの区さんが、どういうんですか、去年の執行でいきますと結構残って、最終的に減額補正しとるようなこともあって、いけると思ってたんですけども、やはりちょっとそういった、たくさん見込みといいますか、申請があった関係で、今回の25基分を追加

で要求をしてるようなところですよ。

それから2点目です。じんかい処理費の支給ですね、給付金なんですけども、市内を7地域に分けて収集運搬業務を行っていただいておりますので、支給先は7業者。それから、それぞれのちょっと業者さんの名前は伏せますけども、その7地域あるところには、まず豊岡A地域は32万3,400円、豊岡地域Bは32万3,400円、城崎港地域は16万6,650円、竹野地域は11万2,200円、日高地域は24万3,100円、出石地域は18万4,800円、但東地域は11万8,800円、合計が147万2,350円ということでございます。以上です。

○分科会長（西田 真） 上田委員。

○委員（上田 伴子） ごみステーションのことのほうでは、もううちの地域なんかでは、本当ぼろぼろになっちゃって、もうこれ、ちょっと壊れかけてるんで、もういよいよ頼まんなんなっていう感じで、ぎりぎりの段階で、コロナ対策とは、ちょっとそれはあんまりなくて、ぼろぼろになったから頼もうかっていうその緊急事態で頼んだけども、駄目だったって言ったられたんで、何かコロナの関係っていうことは、そこの地域ではそんなにも老朽化、老朽化って、傷んでないけども、頼まれたというようなことがあるんかどうか。

それからまた、今7業者で、地域地域で補助額が違うというのは、ごみステーションの数によって違うんでしょうか。

○分科会長（西田 真） どうぞ。

○生活環境課長（成田 和博） まず、ごみステーションのほうはもしかしたらちょっと違うかも分らないですけども、今、実際待っていただいとるところがございまして。ですので、上田委員のところも言っていただいたら何とかいけるんじゃないかなというようなことがあるのと、それから、もう1つの業者さんによって金額が違うことなんですけども、今から5年前に債務負担行為といいますか、この長期継続契約に伴います予算でしたときの、その仕様でエリアの広さだったりとか、それから先ほど

申し上げられたステーションの数だったりによって、収集運搬に当たっていただく作業の人数を出していただいていますので、そういった人数によりましてマスク何枚だとか消毒液の量当たりを積算した上で、先ほど申し上げたそれぞれの業者さんによって金額が違うというような結果になってます。以上です。

○分科会長（西田 真） 上田委員。

○委員（上田 伴子） ステーションのほうは分かりました。

ごみのじんかい処理事業費の件ですけれども、コロナ対策の関係ってということでこの予算が組まれたと思うんですけれども、やはり議場でもちょっと奥村議員が言っておられましたけれども、やはりもう一つ、後で資料をお願いしたいと思うんですが、そういう処理業者の方にいろいろとこう、注意喚起というか、いろんな文書を出しておられると思うんですけれども、それを直近のいいので、何個か、また後で資料としてお願いしたいです。

そのようなことの中で、やはり業種業種でそういうコロナへの感染への、危険度でも違うと思うんですけれども、やはりこの業界においても大変危険度もあるという中で、手当ということもやっぱり考えていっていただきたいかなと思っています。以上です。

○分科会長（西田 真） 資料要求のほうはよろしいか。

どうぞ。

○生活環境課長（成田 和博） そうしましたら、資料のほうは、今回の一般質問の際も資料要求の中で出させていただいている資料がございますので、それを、そしたら。（「ぜひ」と呼ぶ者あり） はい、承知しました。

○委員長（西田 真） 全委員にレターケースで結構です。事務局のほうに一言言って入れてもらったら結構ですので、よろしくをお願いします。

清水委員。

○委員（清水 寛） すみません。スクール・サポート・スタッフの件で2点お尋ねしたいんですけども、人員確保ができないということで、先ほど減額

補正ということなんですけども、足りない状況でどういった害があるのかってということが1点お聞きしたいのと、2点目としては、確保に向けてどのような対策をさらにされていくつもりなのか、その2点についてちょっとお尋ねしたいです。

○分科会長（西田 真） どうぞ。

○こども教育課長（飯塚 智士） まず、足りない状況についてということですけども、足りない状況であれば、学校の教員が子供たちが帰宅した後の消毒とかをするというような状況になります。

現状では、あと、どういうふうな形を募集をかけるかということで、市教委としては募集はかけませんが、各学校のほうで人員を探していただいて、もし見つかった場合は報告をいただくという形になります。以上です。

○分科会長（西田 真） 清水委員。

○委員（清水 寛） なかなか学校単位で対策として募集をかけてっていうのが、なかなか広がらない今の状況なのかなと思うんで、やはりそういう意味では全体として声をかけていくとか、そういう、もっと皆さんに分かりやすいような形での問かけが必要なのかなと思うんですけども、いかがでしょう。

○分科会長（西田 真） どうぞ。

○こども教育課長（飯塚 智士） 現状では、全市に広く浅く募集をかけるっていうことは考えておりません。というのも、このスクール・サポート・スタッフというのは、先ほど言いましたように、消毒という仕事もあるんですが、学校の配布物とかプリントとかの印刷など子供たちも含めて、いろいろな情報が入ってきますので、守秘義務がありますので、簡単に、児童生徒の保護者というわけにもいきません。資格は必要ありませんけども、旅費がありませんので、学校の近くで通える方という限定になってきますので、誰でもいいとは言えず、全市に広く浅く募集をかけるのは難しい状況と考えていますので、やはり学校が中心となって探していただくほうがいいと考えて、広く浅くの募集は考えてません。以上です。

○分科会長（西田 真） 清水委員。

○委員（清水 寛） なかなかそういう意味では、誰でもいいとは言いながら、誰でも駄目だということで、誰か、そういう意味では、何らかの団体から推薦をいただくというような形が方法としてはあるのかなと思います。そういう意味では、各区長会さんであったり、老人会さんであったり、近隣の方で、特にお時間が、ゆとりがあるような方、そういう方に声かけをされてはどうかと思いますけども、いかがでしょう。

○分科会長（西田 真） どうぞ。

○子ども教育課長（飯塚 智士） 飯塚です。現状としては、退職の教職員に声をかけて、何とかやってもらえないだろうかというようなお願いはしているところです。ただ、なかなかよい返事がなく困っているところです。以上です。

○分科会長（西田 真） 清水委員。

○委員（清水 寛） やはりいないということで、教員の負担が増えるということですし、逆に教員の負担が減れば、よりそれは子供たちに対する質の向上につながると思いますので、何らかの方法をしっかり考えていただきたいと思います。以上です。

○分科会長（西田 真） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（西田 真） よろしいか。

○子ども教育課長（飯塚 智士） よろしいでしょうか。

○分科会長（西田 真） どうぞ。

○子ども教育課長（飯塚 智士） 先ほど首に巻く冷却タオルの金額ですけれども、購入価格が大体470円程度ということを知っております。

○委員（福田 嗣久） ありがとうございます。

○分科会長（西田 真） それでは、質疑ないようでしたら、質疑を打ち切ります。

討論はありませんか。

○委員（福田 嗣久） よろしいか。

○分科会長（西田 真） 福田委員。

○委員（福田 嗣久） 108号議案、この補正予算案について、反対の立場で意見を申し上げたいとい

うふうに思います。ちょっとマスク取るわ。

○分科会長（西田 真） どうぞ。

○委員（福田 嗣久） 文教民生分科会に審査を分担されましたこの第108号議案、令和2年度豊岡市一般会計補正予算（第11号）のうち、生涯学習サロン整備事業費6,862万4,000円の減額補正及び整備計画の変更については、次の理由により削減をし、それ以外の補正予算については、提案どおりとするよう修正する必要があることから、これは予算決算全体会、委員会でのことをごさいますけれども、そういう必要があることから、この分科会においては、180号議案につきましては反対を。

○分科会長（西田 真） 108号議案。

○委員（福田 嗣久） うん、108号議案については反対をいたします。

理由といたしましては、今回の提案についてはアイティ4階の取得が前提となっております、公共施設再編計画のただ中でもあり、また加えまして多大な市民負担のおそれがあります。また、将来的にも大きな荷物を背負うことになり、市民負担の増大も危惧するところであり、再考を要する必要があるという理由でございます。また、但馬高齢者生きがい創造学院生の皆様には、大変ご心配とご迷惑をおかけすることとなりますけれども、この事情をご賢察の上、いましばらく時間猶予をいただきますようお願い申し上げます、反対の意見とさせていただきます。以上でございます。

○分科会長（西田 真） ほかにありませんか。

上田委員。

○委員（上田 伴子） ただいま、私も108号議案補正予算（第11号）について反対の立場で意見を申し上げます。

ただいま福田議員のほうからもありましたけれども、生涯学習サロン整備事業費の6,862万4,000円の減額について反対します。

理由は、議会で初めて説明を聞いたのが8月11日でありまして、こんなに重要な案件をたった1か月で結論を出せるものではありません。市民の意見を聞いたりして調査する時間も必要であり、議会で

十分な審議を尽くす必要があります。生涯学習サロンについて結論を急ぐ必要があるとのことですが、今までの出してきた中で、あと3か月延ばしても支障ないのではないかと考えています。11月の臨時議会または12月議会まで、結論を延ばすことを提案して、今議会の議決には反対いたします。予算決算委員会での修正動議を提出したいと考えております。以上です。

○分科会長（西田 真） ほかにありませんか。
竹中委員。

○委員（竹中 理） 第108号議案、令和2年度の豊岡市一般会計補正予算（第11号）について、賛成の立場で討論します。

当議案の中には、子育て支援総合拠点等整備事業をはじめ、子ども医療費助成事業費補助金、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金、また、子ども・子育て支援交付金事業費、母子生活支援施設措置事業費、また、コロナ関連で小学1年生から3年生までのタブレットの支給等、ほかにもたくさん重要な内容で、早急に、かつ前に進めていかないといけない事案が数多く含まれています。特にコロナ対策につきましては、迅速に進めないと市民にも影響があると考えられますし、また、子ども・子育て支援におきましても、今後、市が特に取り組むべきことだというふうなことを言っておられます。また、うちの会派としましても、以前よりも大胆な子育て支援をすることが、子育て世帯の女性から選ばれる豊岡市になるというふうにも言っております。また、地方創生を進める中で、来年予定されている専門職大学の開校を目指して、駅前のシンボルでもある商業ビルが、たとえ少しの間でも廃墟ビルになってしまうという可能性があることが、どれだけ豊岡市にとって悪影響があるのか、どれだけ損失があるのかというふうに考えます。以上の理由で本議案には賛成をいたします。

以上、議員の皆様の賛同をよろしく申し上げます。

○分科会長（西田 真） ほかにありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（西田 真） 賛成、反対の意見があり

ますので、挙手により採決いたします。

本案は原案のとおり可決すべきことに賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○分科会長（西田 真） 賛成少数により、第108号議案は、否決すべきものと決定しました。

次に、第132号議案、令和2年度豊岡市一般会計補正予算（第12号）を議題といたします。

当局の説明は、組織順の課単位で一気に説明をお願いします。

説明は、歳出、続いて所管に係る歳入の順でお願いします。

質疑は、全ての部署の説明が終わった後に一括して行います。

それでは、説明をお願いいたします。

○分科会長（西田 真） どうぞ。

○市民課長（定元 秀之） それでは、市民課の補正予算の内容についてご説明いたします。

歳出のみであります。15ページをご覧ください。真ん中の枠の説明欄1行目、国民健康保険事業特別会計（事業勘定）繰出金の39万6,000円の減額及びその下の枠の説明欄、上から3行目の後期高齢者医療事業特別会計繰出金の211万8,000円の減額は、職員給与費等繰入金の人件費によるものです。

市民課からは以上です。

○分科会長（西田 真） どうぞ。

○高年介護課参事（武田 満之） 歳出です。配付資料のほうの15ページ、一番下の枠をご覧ください。老人福祉総務費の説明欄で説明させていただきます。介護保険事業特別会計繰出金392万8,000円の減額補正のほうをさせていただきます。

説明欄、その下の枠、民間老人福祉施設助成事業費4,389万円は、介護施設における新型コロナウイルス感染拡大のリスクを低減するために、簡易陰圧装置を設置する事業者を支援するために補助するものです。今回は、介護老人保健施設に対して40台分の装置を設置する費用のほうを計上して

おります。

歳入です。13ページが一番上の枠をご覧ください。歳出で説明しました簡易陰圧装置の補助4,389万円の全額につきまして、県の地域介護拠点整備事業費補助金のほうを活用することとしております。以上でございます。

○分科会長（西田 真） どうぞ。

○健康増進課長（宮本 和幸） 15ページをお願いします。真ん中の枠になります。一番下です。国民健康保険事業特別会計（直診勘定）への繰出金を減額しております。

次に、17ページをお願いします。診療所事業特別会計繰出金についても、あっ、これは追加ということで、これについては、それぞれの特別会計へ一般会計からの繰出金となっております。

説明は以上です。

○分科会長（西田 真） 終わりましたか。

説明は終わりました。

質疑はありませんか。

○委員（福田 嗣久） 一つよろしいか。

○分科会長（西田 真） 福田委員。

○委員（福田 嗣久） 今、説明を聞きました簡易陰圧装置40台の4,890万円か。はいはい、こっちか、はい。老人福祉センターで陽性になった場合の措置ですかね、そうじゃないかいな。

○高年介護課参事（武田 満之） そうではございません。こちらにつきましては、陰圧の室内といたすのは、一応、外部に気圧の状況変化して……（発言する者あり）はい、外に漏れないようなことをするようなものでございまして、今回につきましては、その室内の空気が外部に漏れないような形で廊下とか、あと隣の部屋にというようなことで、居室のほうを全室するような整備をしております、特に患者さんがいるということは想定していません。（「なるほど」と呼ぶ者あり）全体の安全管理のために設置されるということで聞いております。

○分科会長（西田 真） 福田委員。

○委員（福田 嗣久） 分かりました。

ほんで、陰圧ですから気圧を下げるっちゅうことだ

ろうけど、それで100万円、どういうもん、ちょっと想定しにくいんだけど。100万円か108万円か、そんなもんやな。

○分科会長（西田 真） どうぞ。

○高年介護課参事（武田 満之） この陰圧装置といえますと、いろんなメーカーがございすけれども、大体1台当たり6人用とか8人用とか、設備の規模があるんですけども、100万円程度というようなことで、それとですね、あとダストといひますか、排気をするようなことで、工事費用というのが、設置費用というのございすので、それに対する補助も必要という、工事の……（発言する者あり）費用も見てるといふようなことでございす。

○委員（福田 嗣久） はいはい、分かりました。

○分科会長（西田 真） よろしいか。

○委員（福田 嗣久） はい。また、よう調べよ。

○分科会長（西田 真） それ用の何か簡単なパンフレットのなものない、チラシみたいな、そんなないんかな、私ら全然分からへんから、何かそれらしい。（発言する者あり）
どうぞ。

○高年介護課参事（武田 満之） そしたら、申請書類についてます簡単な、どういふんですかね、設備のパンフレットみたいなものだけでもよろしいですかね。

○分科会長（西田 真） はい。そしたら、そのパンフレットを全員のレターケースに、また事務局のほうに、よろしくをお願いします。

○高年介護課参事（武田 満之） 分かりました。

○分科会長（西田 真） ほかにありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（西田 真） 質疑を打ち切ります。
討論はありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（西田 真） 討論を打ち切ります。
お諮りいたします。本案は、原案のとおり可決すべきものと決定してご異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（西田 真） ご異議なしと認めます。

よって、第132号議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で委員会に付託、また、分科会に分担された議案に対しての審査は終了しました。

ここで委員の皆さん、当局職員の皆さんから何かありましたらご発言願います。

どうぞ。

○教育次長（堂垣 真弓） すみません、この場をお借りしまして、1件ご報告させていただきます。

先週、日高東中学校の職員駐車場におきまして、倒木により教職員の自家用車に損害を与えるという事故が発生しましたので、その件についてご報告をさせていただきます。日時は、9月7日月曜日9時44分頃です。日高東中学校の教職員の駐車場で起きました。

概要としましては、樹齢約50年のポプラの木2本が、台風10号の風の影響を受けまして倒れて、駐車中の教職員の自家用車4台に損害を与えたということでございます。

風速につきましては、豊岡測候所に確認しましたところ、9.4メートルぐらいの風速であったというふうにお聞きしております。

今回の事案につきましては、台風10号による、ほかの学校への影響、倒木等の被害はなく、今回、この木だけが倒れたということ、それから風速も9.4メートルという程度の風によって倒木があったということ、それとポプラにつきましては根が浅くて、強い風には注意が必要であるということ、また、非常に大きくなり倒れやすいということも植物図鑑に書いてありました。このようなことから、保険会社とも相談をいたしまして、協議の結果、市に瑕疵が10割あるというふうに判断をさせていただいたところ です。

今後の手続としましては、全国市長会の学校災害賠償補償保険で対応したいというふうを考えています。

現在、被害を受けられました先生方と相談をしております、金額等がまだ確定しておりませんので、損害額等確定いたしましたら、この示談のほうに内

諾をいただいて、その後、金額が50万円を超えますので、議案として提出させていただく必要があります。もし間に合えば、議会の閉会日に議案を出させていただきたいというふうに考えているところでございます。大変申し訳ございません。

○分科会長（西田 真） 今の説明があったとおりに、ポプラの木が2本倒れて車4台損傷したという案件でありました。

ほかの小・中学校にポプラの木や何か、その辺の調査はされたかどうか確認させていただきたいと思います。

○分科会長（西田 真） どうぞ。

○教育次長（堂垣 真弓） 今回の件を受けまして、この日高東中学校につきましても、ちょっと揺れる木がございましたので、取り急ぎ3本の伐採と、それから1本はちょっと枝を払うという対応をさせていただきました。やはり学校がかなり古いので、その学校と同時期に植えた木がたくさんございますので、今、全部の学校にこのような事故があったことも連絡させていただいて、木の確認をしているところです。ある程度、学校で確認していただいた後に、できれば植栽の業者のほうに見ていただいて、危険があるというふうに判断するものについては、ちょっと伐採等のことを考えていきたいというふうに考えているところでございます。

○分科会長（西田 真） それも特に今回は人的被害がなかったのが、それが何よりですんで、人的被害があったら大変です。各小・中学校も、また点検されて危ないもんは伐採すると、そういうような格好で善処のほう、よろしく願います。

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（西田 真） 当局の皆さん、何かいろいろ情報を提供していただければと思います。ありませんか。

久保川部長、ありませんか。

○健康福祉部長（久保川 伸幸） ありません。

○分科会長（西田 真） ありませんか。

谷岡部長、ありませんか。

○委員（井上 正治） いい話でも。いい話でも。

○委員（福田 嗣久） ええ話だ。

○委員（井上 正治） ええ話でええだで。

○委員（福田 嗣久） ええ話をお願いしたい。

○分科会長（西田 真） ありませんか。

またよろしくをお願いします。

委員の皆さんはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（西田 真） それでは、以上で委員会に付託、また、分科会に分担されました議案に対する審査は終了しました。

それでは、当局職員の皆さんは、これで退席していただいて結構です。どうもお疲れさまでございました。ありがとうございました。

分科会を暫時休憩します。再開は午後1時。

午前11時54分 分科会休憩

午後 1時00分 委員会再開

○委員長（西田 真） それでは、休憩前に引き続き委員会を再開します。

次に、協議事項（2）番、閉会中の継続調査（審査）の申出についてを議題といたします。

別紙1をご覧くださいと思います。よろしいか。（「はい、いいです」と呼ぶ者あり）

それでは、議長に対して、委員会重点調査事項を閉会中の継続調査（審査）事項として議長に申し出たいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西田 真） ご異議なしと認め、そのように決定しました。

委員会を暫時休憩します。

午後1時01分 委員会休憩

午後1時01分 分科会再開

○分科会長（西田 真） 休憩前に引き続き分科会を再開します。

当分科会に審査を分担されました案件の審査は終了しました。

ここで3、協議事項（3）番、分科会意見・要望

として、予算決算委員会に報告すべき内容について協議いただきたいと思います。

本日、審査を行いました第132号議案に対する当分科会の意見・要望について協議いただきたいと思います。

分科会を暫時休憩します。

午後1時02分 分科会休憩

午後1時03分 分科会再開

○分科会長（西田 真） それでは、分科会を再開いたします。

それでは、ただいま協議いただきました分科会意見・要望ですが、特になしということで、それで決定してよろしいか。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（西田 真） ご異議なしと認め、そのように決定しました。

ここで分科会を閉会いたします。

午後1時04分 分科会閉会

午後1時04分 委員会再開

○委員長（西田 真） 委員会を再開します。

次に、3、協議事項（4）番、報告第21号、第97から100号議案及び第103、109から112、114、115、131号議案に対する当委員会の意見・要望として、委員長報告に付すべき内容について協議いただきたいと思います。

委員会を暫時休憩します。

午後1時04分 委員会休憩

午後1時05分 委員会再開

○委員長（西田 真） 委員会を再開します。

委員の皆さんからの提案について、委員会意見・要望とすべきか協議をいただいたところではありますが、特になしということで、そのように決定してご異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西田 真） ご異議なしと認め、そのように決定しました。

次は、協議事項（５）番、その他について、委員の皆さん方から特にご発言はありませんか。

ない。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西田 真） ないようでしたら、以上をもちまして文教民生委員会を閉会いたします。ご苦労さまでございました。

午後１時０５分 閉会
